

令和2年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和2年12月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年12月7日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年12月7日	14時05分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		4番	大久保 由美子		5番	末次 明
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田 和彦		（係長） 長野 周次		（書記） 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 議案第47号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第48号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第49号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第52号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第55号 公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）請負契約について
- 日程第11 議案第56号 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第57号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第58号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第59号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第60号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第61号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第17 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
去る5日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 議案第47号

○議長（品川義則君）

日程第1．議案第47号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第48号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第48号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

おはようございます。議案第48号についてお尋ねしますが、提案理由には、放課後児童支援員の資格要件を拡大するためとありました。これはちょっと確認なんですが、ということは、今までは、他県で放課後児童クラブの経験、資格、研修など受けられていたんですが、佐賀県内で支援員になろうとしたときには、また新たに佐賀県知事が行う研修を受けなければならなかったということですかね。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

大久保議員おっしゃるとおり、佐賀県のほうで研修を受ける必要がございました。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そういうことで、他県でもそういう資格をお持ちの方は、今からは県内の知事のそういう

研修を受けなくてもストレートに支援員とかで就労できるということによろしいですね。

それでは次に、追加資料をいただいております。追加資料の1ページ、議員のほうからの要望であったんです。それで詳細でよく分かりやすいとはいいながら、ちょっと分かりにくいところがありますので、お尋ねします。

ひまわりAとかBは、47名の児童数に対して、右側に支援員数を書いてありますよね。例えば、ひまわり教室Aは支援員2名、補助員4名、計6名ですけど、47名に対して6名が常時ローテーションしながら、実際は、ひまわり教室Aに対して常時何名で支援されているのか、6名が張りつかれているわけじゃないだろうというふうに私は思います。

それと、ひまわり教室の長期が77名、コスモス教室の長期が31名という、この長期という意味がちょっと分からないので、その2点をお尋ねします。

**○議長（品川義則君）**

今泉こども課長。

**○こども課長（今泉雅己君）**

まず、支援員、補助員も含めてですけれども、クラスごとに担当を決めております。例えば、ひまわり教室Aの6名ですと、そのうち3名が常時入っていますので、ローテーションを組んでいるような状況でございます。

それから、長期と書いている分は夏休みだけであったり、春休みだけであったり、その長期期間だけを使うという場合で、通常多い場合ですと、基山小学校ではランチルームとかを使いまして特別に教室をつくって、放課後児童クラブを利用されている子どもの人数でございます。

**○議長（品川義則君）**

大久保議員。

**○4番（大久保由美子君）**

そうしましたら、47名に対して3名が日常入っているということであれば、大体子ども1人当たり何平米という基準はあると思うんですけど、何名に対して何名の支援員、補助員が必要なんですか。そうすることによって、ひまわりとかコスモスも変わってくると思うんですけども、何名に対して何名の支援員が必要なんですか。

**○議長（品川義則君）**

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

基準でいいますと、40人に対して2人でございます。ただ、これは登録の人数でございますので、出席の人数は80%から65%ぐらいまで落ち込んでいるような状況でございますので、少し多めの人数で今対応しているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終結します。

### 日程第3 議案第49号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第49号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

今回の議案だけでなく全般的なこととして、松田町長のお考えをお伺いしたいんですけれども、子育てや教育、医療費の補助、定住促進の助成など、日本全体がレベルアップすることというのはよいことなんですけれども、こういうときに必ず配られるのが、資料にありますように周辺市町の状況なんです。そういうので見ると、どうしてもマル・バツがついて、している、していないになるんですけど、こういうところで周辺の市町との差が出るということは非常に望ましくないんですけれども、例えば原発があるとか、過疎が特に進んでいるとかいうところは別として、周辺の市町との差別化をしていくと切りがなくなりますし、支援の競争になりかねないと思うんですけれども、松田町長としては、どのようなスタンスでこういうふうな支援については対処されているんでしょうか、基本的なお考えをお話してください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議員おっしゃるように、過度な競争になることは望ましくないという認識は、まず持って

おりますが、一方で、とは言いながら、現実はそのようなものによって移住とか定住の場所が決まるケースもないとは言えないところがあるかなというふうに思っております。財政面の状況も考えながら、突出して悪くならないように、全ての分野についていろいろ検討して、足りないところから補っていくというふうな形で今やっておりますので、この5年間でも、いろいろな分野で子育てのところは充実させてきたつもりでございます。

今後は、財政的なものも勘案しながら、どういう形でまた充実させていくか、そういったところをじっくり検討していきたいと思っております。

今回、たまたま新型コロナの関係がございましたので、もともと、もう少し後でやる予定でした高校生等の通院、それから、出産祝金的なものを新型コロナでスタートさせますので、当初、考えていたよりもそれぞれ1年、2年早いんですが、この機会に、今回、来年以降もそういう形でまた当初予算にも上げていきたいなというふうに思っております。そして、その後、また次にどの部分に手をつけるかという話はずっとしていきたいと思っております。

繰り返し言っておきますが、給食費については検討していないというわけでは決してございません。いつも答えるように、給食費は既にそういう方には免除しておりますし、材料費だけなので、基本、払うのが当たり前かなというふうに思っております。とは言いながら、一番最後には給食費というふうな順番で今考えておりますので、それまでの間、いろいろな子育て支援の状況を見ていきたいというふうに思っております。

時代が変わっていきますと、支援内容とか、希望する内容がまた変わってくると思っておりますので、今はないやつでもまた、5年後、10年後には出てくる可能性もありますし、1年後、2年後にも出てくる可能性がありますので、そういったことに気をつけていきたいというふうに思っております。

特に健康に関することは、今回の新型コロナで分かったように、やっぱり健康が一番大事なので、これから細々した、例えば、いろいろな予防接種とか、細々した健康に関するところをもう一回きちんとチェックをしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

基山町、それから松田町長の特色ある施策というのは大いに評価しておるんですけども、一度レベルを上げますと、財政が厳しくなると、もうやめたとなると、町民の方から不満も

出てきますし、どうしても周辺の市町と合わせる、あるいは乗り遅れたくないというのも十分理解できるんですが、町長が最終的にゴーサインを出す、するしないの最終判断の決め手となるのは、一言で言えば、どこを一番基本に決めてあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

質問に対しての答えになっているかどうかは自信がありませんが、やはり、子どもたちが生まれるとか、転入で子どもたちが来るとか、そういうところがポイントになると思いますので、子育て支援の施策を充実させても、そこが全然増えないということになれば、むしろ高齢者の支援のほうにもっと力を入れるべきじゃないかという議論になると思いますので、その辺のバランスをですね、基山町の場合は毎回申し上げているとおり、高齢者が特に多くて、一人暮らしの高齢者が多いということと、最近、子どもの数が、少しずつ少しずつですけども、増えてきているので、その辺がより増えるような形になるといいなということで実施をしておりますので、その辺のところは注目しているところでございます。

あと財源の問題で、この人数だと、どれぐらいの財源が必要かというのはきちんと把握しつつ、それを続けることによってどれぐらい町の財政が厳しいことになるかということもチェックしているところでございます。

先ほど給食費の話をしましたけど、やっぱり給食費をやってしまうと、ほかの給食費に類似する、例えば、放課後児童クラブの関係の経費なり保育園の経費なりに全部波及します。そういったことになると、かなりの額になりますので、これを毎年ということになると、今までやってきたものに比べると、はるかに、1桁違う支援になりますので、まだそこまでは思い切れていないというふうな状況でございます。ただ、ほかのものが全部大体整ってきたという暁に、そして、さらに子どもたちがたくさん来て基山町の税収がある程度確保できるという見通しが立ったときには、いい流れといい回り方をするようになればそういったところまで考えていかなきゃいけないと思っております。

料理と一緒に、生ものだと思っておりますので、そのときの状況とかによってまた、時々変わりますので、変わったからといって、先ほど議員がおっしゃったように一回緩めた施策をまた厳しくする、もしくはやめるということとはできないと思っておりますので、その辺の財源との調整というのは、今一生懸命考えているところでございます。あとは税収、特に

入ってくる税収とか、今土地の評価が基山町は大分上がってきていますが、そういったものも含めて総合的に考えていきたいと思っておりますし、そういうふうに行っているつもりでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管でありますけど、町長にお聞きいたします。

今回、高3までの通院補助は、非常にコロナ禍で歓迎するものであります。ただ、財源の問題で、子どもの医療費補助に対する県の補助が今、就学前までなのかなと、これについてはもっと県の補助を増やすべきだと、強めるべきだというふうに私は思っています。

町長としては、県知事に対して、その辺についてはきちんと言われていると思いますが、現状どうなっているんでしょう。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

子育て支援というのは非常に大事でございますし、県も子育てし大県“さが”ということで佐賀県を売り出そうというか、そういうことでやっておりますので、県に対して、それから、国に対しても事あるごとにその辺のお願いはしているところでございますが、さらに、もう少し、単に口頭で言うだけではなくてきちんとした形での、例えば紙ベースでそういうあれを作るとか、そういったところまでやっていく必要が今あるんじゃないかと思っておりますので、そこらあたりは町の財源を少しでも減らすという意味も込めて、県、国へのお願いをさらに強化していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

私も本当に今度の高校生までの通院……

○議長（品川義則君）

大山議員、18歳まででお願いいたします。

○11番（大山勝代君）

18歳までの通院の補助ということには喜んでおります。そこですが、先ほどからどのくらいの財政負担になるのかなと考えながら、当初予算に組み込むと言われましたが、1月から3月まではちょっと差し置いて、来年度の当初予算について、全体、幼児までが県のほうで、それぞれの自治体が小学校から、基山町が高校生等の入院、通院まで、大まかでいいですけども、この全体の額と通院だけの額が分かりますか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

申し訳ありません。全ての額というのがちょっとまだ計算しておりませんので、後で御説明をしたいと思っておりますけれども、まず、18歳までに今回拡充した分については、一月40万円程度かかる想定となっております。ですので、年間でいきますと480万円、500万円ぐらいが単独費用でかかってくるような形になります。

それから、0歳から6歳、年長までですね、金額等、すみません、後でお知らせしますが、補助率2分の1となっておりますので、2分の1が補助という形になります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

こども課長にお尋ねしますが、18歳までということで、説明では、高校に行っていない人も助成されるけれども、一番気になるのが就職している人にも助成するということでしたよね。要するに、義務教育が終わられて、高校に行く行かないは本人の判断やいろんな状況もあると思うんですけど、一生懸命頑張って就職して働いて、確定申告等もなさっているんじゃないかなと思うんですよね。要するに所得がある。そういう方にも要するに入院から始まっていますけれども、通院もこれからも助成するということの考え方というんでしょうか、そこをちょっと答弁ください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、子どもの医療費助成制度については所得制限を設けておりません。ですので、通常、お子さんがいらっしゃって、高額の所得の方についても、医療費助成をしている現状でござ

います。今、議員おっしゃられたとおり、お仕事に就かれた方というのも、当然所得がある可能性もありますけれども、その所得の観点からいいまして、不平等がないように、所得があつたとしても医療費の助成をするほうが適切じゃないかという考えの下に、今回、就職されている方についても対象としているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それで結局、今回、追加資料でしたっけ、佐賀県内の市町の状況を資料として出してありましたけど、助成されているところは、大きな市のほうは結構少ないですよ。どっちかという、町のほうがなさっています。財政が厳しい中でも、人口の比率も違うでしょうけれども、そのような中で、財政的というか、それは町のほうが助成してあるところが多いにもかかわらず、全体的にそこら辺も調べた上での、要するに所得制限はなく助成していこうというところなんですか。それは基山町だけなんですか、それとも他のほうも調べたところ、そういう状況になっているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、通院を拡充しているところ、県内のほうは全てお問合せをしたんですけれども、1市町だけがそういう事例が出てきた場合については検討するということではありましたけれども、実際はまだ申請がないというところでお伺いをしているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第49号に対する質疑を終結します。

#### 日程第4 議案第50号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第50号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第50号に対する質疑を終結します。

**日程第5 議案第51号**

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第51号 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第51号に対する質疑を終結します。

**日程第6 議案第52号**

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第52号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第52号に対する質疑を終結します。

**日程第7 議案第53号**

○議長（品川義則君）

日程第7．議案第53号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

これは町長にお伺いしたいと思うんですけども、今回、使用料を引き上げるということで提案されて、その改定理由として、3年間の人件費とか物件費、減価償却費、これが上がったということだと思います。ただ、今のコロナ禍の中で町民の収入が減っているということで、私はその点もこの見直しの中で考慮すべきというふうに思うんですが、町長はそういうのはする必要はないというお考えか、使用料見直しの基準どおりやるというお考えなのかをまずお聞きします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

正直に申せば、今のところ新型コロナということで迷いもありましたけれども、この新型コロナもいつまで続くか分かりませんので、今年度、来年度、まだ続く可能性もあります。そして、そうすると、この基準でやると、止めておけば必ずその次に反動で上がる幅が大きくなったりする可能性があったり、今回は僅かな場所だけが上がっているんですけど、一遍に全てが上がるようなことにもなりかねないので、今回、別に財政上どうこうというんじゃなくて、きちんとした計算の中で今までやってきた計算と同じどおりやっているの、ここは自然体でいくほうが良いという決断をして、今回の提案とさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もう一点ですけど、私は一般質問で申し上げたんですけど、第2期の総合戦略の中で、基山町、もちろんどこでもですけども、関係人口の拡大、増加ということで、これは非常に大事な部分を掲げているわけです。そうしますと、それに影響するんじゃないかと、私の感じでは、基山町の施設もよくて利用料も適切でいいというふうな感触を受けているわけです。それがこのような形で引上げになると、それに影響してくるんじゃないかというふうに思うんですが、それは仕方がないのかどうなのか。私は、そういう意味で減少につながるのではないかというふうな心配をしているところですけど、町長どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

繰り返しになりますけれども、コロナ禍なので、特別なことをということは考えないことはなかったんですけど、もし新型コロナがなければ、普通にこの形は続けていくというふうに思いますので、繰り返しになりますが、逆にそれを止めて一気に上がるよりも、本当に今回も普通に変わっていないところのほうが多いわけでございますので、計算上きちんとした計算の中からはなかったものということで、これは淡々とやっていったほうが良いんじゃないか、

そうしないと、次の3年後にみんな上げなきゃいけなくなったりするんじゃないかと思いましたが、こういう形で今回提案をさせていただいております。

当然、町外は町内の大体2倍みたいな形の位置づけになっているところが多いと思いますので、町内の部分が上がれば、その分また2倍で、上がり方が、幅が2倍になるわけですので、町外の方にとっては大変かもしれませんが、ここは自分たちで決めたルール、3年ごとにこういう形で更新していくというルールを自分たちで決めたわけですので、その決めたルールに従って、今回提案させていただいているということですので、いろいろ影響があるかもしれませんが、お金の部分で、少しそれでブレーキがかかるようであれば、ほかのところで、おもてなしの心とか、いろいろなサービスで町外の方にも満足していただけるように努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

それに関しまして、たわいもないことと言えば、そうかもしれないんですが、こちら、今自分たちで決めたルールであると、基山町の使用料・手数料見直しの基本方針ですね。この間、会議のときに私も拝見させていただいたんですけども、このことは基山町のホームページとか、そういうところで一般に公開はされておりますでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

現状、上がっているかどうかというのは、すみません、私も確認しないとあれですけども、平成25年12月にこれを策定して、翌年度、県と実際作業をしておりますので、策定した平成25年のときにはこういうふうな基本方針を定めましたということでホームページのほうには上げておりました。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

じゃ、私の探し方が悪かったのかもしれないんですが、なかなか見つからなくてですね。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第53号に対する質疑を終結します。

#### 日程第8 議案第54号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第54号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議案第53号、54号、中身的には似たような部分がありますので、ここで聞きますけれども、それこそ計算式、算定書が出されております。なかなか分かりづらい部分もあるんですけれども、3年ごとにこれをしているのは私もよく覚えています。問題は、この使用料を取っていると。この使用料は一体どこに消えているのかというのがずっと気になっていました。こうして施設を維持管理していくために使用料を取ると。この使用料というのは、私は積立てをしておくべきではないのかと。例えば基金を設けて、その基金に入れると。そして、次に何か改修をするときには、この基金を使うとかいうふうにしないと、取っている使用料は全て一般財源化してほかに使われているというふうになんか今なっているんじゃないのかなと思いますけれども、この使用料の料金は一体どこに消えているんですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

この使用料につきましては、指定管理者の収入として収入されております。毎年、指定管理料を精算で、毎年毎年契約しているわけではございませんので、今回の分については指定管理者の収入となります。また、今後、指定管理者の期間が終わった後に、これまでの実績を踏まえて予定価格を出すときに、今回増額になった分は、次の予定価格が下がってくるということで、その部分の流れとしては、そういう流れとなっております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今、指定管理者制度に移行して、指定管理者に管理を任せておりますけれども、指定管理

者制度を導入する前は職員が全部していたんですね。その職員の人件費と、今指定管理者の管理費を相殺すると、そんなに大きく差はないんですね。これは前から言われていたんですけども、指定管理者にしたから経費がよくなるというわけじゃないと。ただ、指定管理者にすると、維持管理だけじゃなくて、例えばそこでの催し物とか、そういうのも含めてできるものでありますから、そういう面で大変効率もよくなるというのはあるんですけども、そうすると、それだけで全部が全部そういうふうになっていくんだったら、私たちの目に分かるようにきちっと手続をしておくべきではないのかと。そのためには、基金をつくるのか、特別会計になるのか。特別会計にはなりませんので、基金という方式でして、基金に一回入れ込むと。例えば、使用料収入というのが必ずこの算定書の中にも出てきますね。そうすると、その金額については一応基金という形をつくれればと私は思いますけれども、財政課長、そういう考えはないですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

すみません、今おっしゃられたのは基金をつくる考え方ということでよろしいでしょうか。今現状では、いろんな公共施設ございますけれども、それぞれの施設の将来に向けた長寿命化といいますか、メンテナンスを含めたようなものを考えた上で、それぞれの施設ごとに基金を設けようという考え方は今持っておりません。議員御存じのように、公共施設等整備基金というのがありますので、そういったものの中で、ちょっと一くくりになりますけれども、公共施設に係る今後の長寿命化なり改修をする部分については、公共施設等整備基金のほうで考えていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第54号に対する質疑を終結します。

#### 日程第9 同意第16号

○議長（品川義則君）

日程第9．同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを

議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

柴田教育長にお伺いいたします。

柴田教育長がお考えになっているといいますか、目指される基山町教育委員会像及び教育委員に一番求めたいことは何でしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

毎月1回、定例教育委員会を行っておりますけれども、その中で様々な情報交換でありますとか、教育に関する方針等を話し合っております。そういった中で教育委員に求めることといたしましては、やはり、地域住民の声並びに保護者の声というところで活発に意見を出力していただきたいなと思っております。

今回の教育委員に関しても、広くお声を聞きたいということで、基山小学校校区と若基小学校校区がございまして、やはり両方の校区から意見を聞きたいということで、若基小学校校区の方を選んでいるという点。それから、保護者の声も大切にしたいということで、今、保護者が1人しか入っておられませんので、前任者と同じように保護者というところで任命を考えたところです。また、委員については、女性委員というところも大切にしたいということで、女性の意見というところで、女性委員に今回お願いするというところで提案しておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、今の基山町教育委員会は、ある程度、教育長のお考えになっている理想的な形で運営されていると考えていいわけでしょうか。

それで、私はやっぱりある程度、基山町に対して、教育長に対して、学校に対しても、厳しいといいますか、正面からきちっと議論していただけるような方が一番望ましいと思っておりますが、今も大体そういう形になっていると私たちは判断していいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

現在もきちんと行われていると思います。幅広く御意見をお聞きしたいと思っておりますので、今回も、先ほど言いました3つの視点からお願いしております。教育委員については幅広く意見を聞きたいということで、現在のところもそういった点で機能をしているというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

教育長にお尋ねをいたします。

この方は今、若基小校区の方ですかね。この方は、いろいろな学歴とか職歴を拝見させていただいたんですが、この方に期待することは、どういうことを期待されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

この方につきましては、まず、教育的に専門的な知識をお持ちであるということで、そういう専門的な意見についても期待しております。また、今、基山町については特別支援教育が課題になっておりますけれども、そういった点でもですね、御主人も臨床心理士をしておられて専門的な医療機関にお勤めですので、御本人についても広島大学の博士課程を修了しているということで、1つは専門的な御意見を期待しているということ。それから、今度、新1年生のお子さんをお持ちですので、長い期間保護者としての意見がお聞きできるという点も期待しております。また、小規模特認校として、今課題を持っている若基小学校の保護者でもありますので、それについても御意見等を期待しているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第16号に対する質疑を終結します。

## 日程第10 議案第55号

### ○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第55号 公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

### ○6番（栗野久明君）

総合公園の長寿命化工事で、空調設備の更新ということで上がっております。金額も億近く上がっておりまして高価なんですけど、まず、設備の更新については、以前の能力というか、更新する前の能力からアップしているのか、もしくは同等のもので計画しているのか、そこら辺ちょっとお願いします。

### ○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

### ○建設課長（古賀 浩君）

まず、今回の空調につきましては、性能に関連する面積等は変わっておりませんので、従前の能力ということになります。ただ、やはり約20年前の製品ですので、現時点での製品は省エネ部分とか環境関係とか、非常に技術的にも進んだもの、あるいはセンサー等で経済的な運転というのが一部ございますので、そのような形で有利に働いてくる部分はあろうかと思っております。

### ○議長（品川義則君）

栗野議員。

### ○6番（栗野久明君）

そうですね。性能が上がっている分だけよくなるのかなと思うんですが、最近、夏場の冷房の関係ですね、アリーナの場合は温度が高い。これはなるべく運転時間を減らしたりという管理の面もありますけれども、そういったことを言われる方が多かったですけど、まちづくり課長としては、そういった意見等は上がっていなかったのでしょうか。

### ○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

### ○まちづくり課長（井上信治君）

やはり夏場につきましては、今回は換気をしながらということで、窓を開けてやっていただいております。確かに、暑うございますので、冷暖房を入れたいという御意見はいただ

いておりますが、実際のところ、大会とか、そういう場合以外では使われていなかったと思います。また、今後、この更新が行われることで、省エネすることで灯油の消費量が減ってくれば、次の料金改定のときに減額の料金改定ができるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

運動で使ったりする部分ですから、大会、要するによそのお客さんに対しては暑い状況では確かに苦情——苦情というか、声を聞いたりもしていました。そう言いながらも、町民も本当に暑いときは熱中症等々がありますので、ぜひとも使い勝手についてはお願いしたいなと思います。

もう一点だけですね。入札結果のほう、29ページの分ですけれども、この中で5番目の新出光ファシリティーズの金額が物すごく高かった、ここら辺の原因等が分かれば。

それと欠席者、9番の業者ですね。欠席されていますけど、連絡があったのか、なかったのか、そういったところの対応をちょっとお知らせください。

○議長（品川義則君）

栗野議員、高額である理由については答弁できないと思いますけれども、それ以外でよろしいですか。

○6番（栗野久明君）

はい。じゃ、それ以外で。9番の欠席の連絡。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

欠席の御連絡はありませんでした。入札のときにお越しにならなかったということでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今、栗野議員が質問された9番の方の欠席、ちょこちょこあるような気がしないでもない

んですけど、入札の結果を見ると。これは何か、今、答弁では連絡もなかった。そういう方たちに対して、また再度、次回とか、言葉は悪いけど、何かペナルティーがあるものか、それとも、いえいえ、欠席であろうが辞退であろうが、入札に来られる方はどうぞという状況なのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、9番の業者が頻繁に欠席があるとかということではございません。確かに、いろいろな入札をやっておりますけれども、何らかの理由であらかじめ参加できませんということで辞退をいただくという場合はございますけれども、時折欠席という場合もございます。

ペナルティーの話ですけれども、後からうちのほうもお尋ねしたんですけれども、悪意があったわけではなくて、ちょっと言いづらいですけれども、入札担当の方が入札日を勘違いしてあって来られなかったということで、ちょっと言いにくいですが、そういった意味で、悪意があるとか、悪質であるとかというふうには考えておりませんので、今後の入札において、場合によっては指名をさせていただいて入札の参加を求めるとことはあると思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

分かりました。

それで、その資料の次のページ、30、31ページが添付されております。せっかくですので、これは建設の契約の部分での議案なんですけど、図面もありますから。これって、まち課になるんじゃないかなと思うんですけど……

○議長（品川義則君）

大久保議員、まちづくり課でお願いいたします。

○4番（大久保由美子君）

まちづくり課でいいですよ。これは工事中って、町民の利用者の方に対してはどのような対応をされるんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、工事期間中の部分を建設課のほうから御説明いたします。

まず、これは11月の下旬に、総合体育館と武道場ですので、近くに武道場もございますので、一番使われております体育協会の代表者のそれぞれの協会の皆さんに集まっていただきまして、工事方針と、そういった配慮すべき部分、意見を伺っております。そういった中で、今回、12月という時期にもなっておりますので、冷暖房も、今から暖房ですが、そういった活用の少ない部分にもなるという分と、もう一つは、今先ほど意見を聴取した関係で、そういった協会、使う利用者側でも若干調整をしていただくというような形で、工事の進行についてはできるだけ短期間に、内部は競技自体できますので、この空調を使える期間を短期間に抑えるような形でやってまいりたいと思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それで、書いてありますように、ファインコイルユニットとかは、これは天井につけるんですよね。だから、ホールとかロビーにそういう工事の図面がありますので、利用者の利用は続行されるわけですよね。ですけど、その安全対策というのは、どういうふうに図られる予定なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、当然、安全対策で入れるエリア、入れないエリアというのを仮設材の防護柵等、室内用の防護柵で囲む形になります。どうしても面積等大きくてそういった支障が出る可能性がある部分については、月曜日など休館日、あるいは利用者の少ない曜日などを事前に調整しながら行っていくように考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

この入札の関係、私も関わった部分はあるんですけども、なかなか分からない部分もあ

りますので、ちょっと聞きますけれども、例えば、予定価格なんかは、私たちがしている頃は有効4桁、例えば9,466万円とか、上から4桁の部分で提示するとかいうやり方がよくあったんですけれども、この最低制限価格、これは1桁の金額まできちっと出されていますけれども、こういうふうに出すのがいいのか、先ほど言ったように有効4桁で最低制限価格を出したほうがいいのかという部分はどのように考えられているのか。

今、令和3年度、4年度分の入札募集をされていますね、今そういうふうな公告が出されていますね。そうすると、私も分からないんですけれども、基山町は今、設計含めて、いろんな事業、工事を、委託も含めて出されていますけれども、今、基山町がこういうふうに、例えば、今回の場合10者ですね。この10者は、2年に一遍入札参加の募集をされていますから、平成31年度のときに全てこの業者は基山町に入札参加の手続がされているのか、指名願がですね。この辺の2点について教えてください。

**○議長（品川義則君）**

平野財政課長。

**○財政課長（平野裕志君）**

まず、今回入札で指名をしました10者は、今、令和2年ですから、平成31年、令和元年度から今年度にかけての指名願を出されている業者の中から指名をしたものでございます。

最初に聞かれました最低制限価格の端数というか、円単位までの話ですけれども、これは最低制限価格制度の事務処理要領に基づいて最低価格を設定しております。一応、計算上は千円単位とか万円単位とかにせず円まで出すような規定にしております。この要領自体、佐賀県の考え方をベースに準拠してつくっておりますので、それに倣ったところで、端数を切り捨てないような形で設定をさせていただいているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

こういう出し方ということですので、統一されているんだろうなというふうに思います。例えば、最低制限価格未満による失格とかですね、私もこれはあんまり見たことがなかったんですけれども、業者はそれぞれの入札金額を出すときに、最低制限価格が幾らというのは分かりませんから、こういうふうな形も出てくるんだろうなと思いながら聞いていました。

いいんでしょうけれども、この制限価格で失格となった場合は、ただ金額が失格ですからあれですけども、その後、聞き取りか何かはされているのか。例えば、なぜこういう金額になったのかと。されていないと言え、そうでしょう。

それともう一つは、先ほどから出たように、欠席とか辞退とかになったとき、私たちはペナルティーがあるという形でずっと前から聞いていたんですね。入札申請を2年に一遍するときには自分の専門の仕事の入札に参加したいというのが前提に申請します。そうすると、辞退とか欠席とかいうふうになれば、その後、私たちの場合は福岡市でしたけれども、次の入札にはもう呼ばれなくなるとかいうのがありましたけれども、基山町は、先ほどの答弁では、そういうふうなペナルティーは一切かけていないという形になっているのか、この辺について確認をさせてください。

**○議長（品川義則君）**

平野財政課長。

**○財政課長（平野裕志君）**

まず、最低制限価格のお話ですけども、聞き取りは行っておりません。

欠席や辞退でペナルティーがということですけども、今の基山町の指名競争入札で指名をする際に、辞退の理由であったりとか、欠席は別ですけど、辞退届をいただいて辞退されるその辞退の理由、例えば、手持ちがいっぱいでできないとか、会社の何らかの都合で今回は辞退をさせていただきますというふうな形になっておりますので、そういったものが出たからといって、じゃ、次回の指名競争入札から外すとか、そういう考え方は、今は持っておりません。

**○議長（品川義則君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（品川義則君）**

ないようですので、議案第55号に対する質疑を終結します。

**日程第11 議案第56号**

**○議長（品川義則君）**

日程第11. 議案第56号 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

細かい質問で申し訳ありませんけど、資料の35ページ、よろしいでしょうかね。これは福祉課、健康増進課長のところですかね。それで、35ページの一番最後の、安全・安心面からの管理運営というところがございますよね。その中の「6. 利用者に対して損害賠償保険に加入する。」と。これは利用者というのは、憩の家を利用される方のことでよろしいんですよね。読んでみると。そういう方に損害賠償保険に加入するというのは、どういう手続というか、どういうところなんですか。ちょっと分からなくて。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

利用者につきましては、憩の家を利用される方でございます。指定管理者のほうで利用者に対して損害賠償保険に加入してもらうというようなことでございます。（発言する者あり）

すみません。例えば、施設の瑕疵によってけがされた、（発言する者あり）例えば、床が濡れたままになっていて滑って転んだとか、そういった御本人のミスではない施設の管理上のものに伴うけがについての賠償保険ということでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

あそこは、いろんな方が町内、町外から、かなり多い、今、多世代になって。そういう利用者が、全てに加入させるわけですか。ちょっと意味が。むしろそういうことより、利用者になんかそういう瑕疵があったらいけないので、憩の家自体が保険をかけておくのであって、利用者になんか加入させるものじゃないような気がする。私の理解がおかしいんでしょうかね。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

すみません。指定管理者のほうに加入しておくということです。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

指定管理者の指定についてということで、次の議案第57号でも言えることなんです、ここで質問します。

資料の32ページ、33ページであります基準、それから結果の表が出ておりますが、どうもじっくりいかないのが、例えば、67.2%という数字は、100%からすると非常に小さい数字で、何でこういう点数で合格するのかなと。その原因としては、(5)の管理に係る経費の縮減という項目があつて、ここが零点ということで、以前からもちょっと違和感があるんですが、こういった数字になると、イメージ的には、言葉は悪いですが、出来レースみたいな形になっているのかなとか疑われてもおかしくない格好なんです、(5)の管理に係る経費の縮減というのは必要な項目なんでしょうか、そこら辺、ひとつお願いします。

**○議長（品川義則君）**

吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

管理に係る経費の縮減の項目については、町がお示ししました指定管理料と公募されました事業者のほうを示された指定管理料との割合で、評価が高くなるものでございます。例えば、町の指定管理料から8割、80%で申し込まれますと20点、9割で10点というような点数配分になります。

今回、町のほうで示した指定管理料と同額ということでございましたので、ゼロ点という配分になっております。

また、町が示した指定管理料の上限につきましては、現在の指定管理者に係る人件費等、経費の実績や今後の光熱水費とか維持管理費の推移を考慮しまして、必要な費用を見込んだものでございますので、逆に、事業者のほうから経費の大きな削減を示されるということであれば、例えば、人員や維持管理の経費を減らされたりして、サービスの低下や事業内容の質の低下が懸念されるのではないかと考えておるところでございます。

ただ、審査の基準といたしましては、今回、1事業者だけの公募になりましたので、こういった結果になっておりますけれども、例えば、4者、5者の競争があるということであれば、やはり少し金額的なところでの点数の配慮というのは必要ではないかと考えておりますので、この項目については、現状のままで審査の基準表として今後も取り扱っていく必要があると考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

確かに、4者、5者で競争でやる場合、プレゼンテーションの段階でここが一番重要になってくるのかなど。逆に言えば、縮減した部分が、本来、指定業者の利益に入るものが、額を下げ、なおかつサービスの低下があっては意味がないわけですから、サービスの低下は別項目でチェックして、同額であれば縮減した部分がプレゼンテーションの大きなポイントということで、ここは点が上がってくるのかなと思います。

ただ、1者になっているという格好ですが、そうした場合でしたときに、単純にこの表を見たときに、何も努力していないと取られてもおかしくないんですよね。そこら辺の説明というか、説明書きというか、要は判定基準の中に何か分かるようなものがないと、やっぱり町民の方が見たときにどう判断されるかですね。サービスの低下はない。当然、そこを減らしてサービスの低下があったんでは一番駄目なことです。そういったところの説明が不足しているんじゃないかなという気がするんですが、そこら辺、もっと研究すべき条件になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

確かに、実際内部のほうでは、そういった零点の理由がどういった理由でゼロ点なのかというのは分かっているところではございますけれども、確かに議員おっしゃいますとおり、それを外に出すときに、なかなかゼロ点というのが、評価がすごく低いように見えてしまうことがありますので、その辺の表の出し方については今後検討させていただく必要があると思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

憩の家の指定管理者ですね、私もちょっと言いましたように、基山町長松田一也氏と社会福祉協議会会長松田一也、これは同じ人が契約するのは民法第108条による双方代理の原則に違反しているんじゃないかということをおただしてございましたけど、追加資料の13ページと14

ページに、2ページにわたって非常に複雑に書いていただいております。これを簡単に、今後は双方代理の件は、この議案にあるように、町長と社会福祉協議会の会長と契約しても民法第108条には違反しないという根拠を2ページにわたって記載してあると思いますけど、分かりやすい説明をお願いします。簡単に、皆さんが分かるように、大事なことですからね。この2ページを読めば分かるでしょうと言われるかも知れませんが、読んでもなかなか、非常に複雑ですから、分かりやすく、こうなっているから、こうすることでこうなりますよというぐらいで結構ですので、説明をお願いします。

**○議長（品川義則君）**

吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

13ページ、14ページを詳しく——詳しくというか、すみません……（「要点だけ」と呼ぶ者あり）要点を御説明いたします。

まず、町長と社協の会長が同一である場合、民法の第108条に規定されております双方代理行為に該当いたします。それで、平成28年度以前は、同一名での契約行為は行っておりませんでした。町長と社協の副会長による契約行為を行っておりました。この件につきましては、平成29年に社会福祉法の改正が行われております。社会福祉法人の業務に関する権限は理事長、会長しか持つことができなくなりました。ですので、契約の名称につきましても会長しか契約することができなくなりました。ですので、社協の契約行為は全て会長名で行うことになっております。

また、双方代理行為に該当する場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律がございまして、その規定を準用いたしまして、社協の理事会でその契約をしますよという事前承認を受けることによりまして、民法の第108条の規定が除外になるということでございます。また、契約後には、理事会に契約を行いましたという報告を行うことが義務づけられております。

以上のことで、双方代理行為に該当するんですけども、法の適用の除外に該当しまして、町長と社協の会長の同一名での契約行為が有効となるということでございます。こちらにつきましては、平成29年の社会福祉法の改正から現在まで町長と社協で行う契約行為については、全て町長と会長のほうで行っているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

ほかにありませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

この件に関連してなんですけれども、法的には問題がないのと、誰もが納得するというのはちょっと違うと私は思うんですね。だから、そういう点からいきますと、やはり同一人物がされているということであれば、基山町として社協の会長を探されているかということなんですけれども、私は、町長は忙しいですから、町長の業務にもっと専念していただきたいから、社協は社協として、それは十分分かってある町長がいいんでしょうけど、社協の会長を探すということ自体に動かれてはいないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

逆に、平成28年当時はこの副会長から町長に文書を出すようなのはおかしいと私は思っていたんですね。だから、別の人になるのが正しいと思っていたんですが、社会福祉法の改正によって、やっぱり世の中、社協が小さい町は町長がなっているところが多いので、それを社会福祉法の改正によって明文化してきちんとクリアしたというふうに理解しましたので、今の形を取っているところなんです。

今後についてどうかと言われると、確かに、別の人がやるというのも一つの考え方だとは思いますが、ただ、そのときには、まずは、あんまりこういうことは言いたくないんですけど、私自身は社協に関してはゼロ円、いろんな手当も含めて一銭もありませんので、逆に、もし会長をつくるとなれば、それなりに手当をつくらなければいけないかなというのと、それから、今特に、ここ数年は、来年4月にプラチナ社会政策室をつかって、まさに高齢化の対応をやっていこうというふうに思っておりますので、複雑に絡み合っている事業が多いので、ここ数年は一緒の人間がやったほうがその辺のところはいいんじゃないかなと私自身は思っておりますので、まずは来年4月のプラチナ社会政策室をきちんと動かし始めて、それからしばらく様子を見た後に、今御指摘があったようなことがあるべきかどうか、そのときには、でも、またさっき言ったように予算をきちんと確保しなければいけませんので、そういったことも含めてまた検討していきたいというふうに思っております。

取りあえず、来年1年間はきちんと、まず私のほうで両方やらせていただいて、プラチナ社会政策室を本当に独り立ちさせて、それは社協も連携してもらわなければいけませんので、

そういう形でやっていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、平成29年度の改正によって、私は、逆に今のままでもいいんじゃないかということで今やっているところがございます。改正がなかったら、早い段階でそういう別の人間を立てるというのを実は検討していた時期もありましたので、だけど、この法律がこうなったので、今の状態を続けているということでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

こうして町長本人からそういうふうな理由等聞けば、分かるんですけど、ふだん、一般の町民の方が見た場合とかにどうかなと思いますので、そのあたりは今後とも検討課題にしていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっと私も分かりませんので、教えていただきたい部分があるんですけども、今言われたように、会長がいて、当然理事会がありますね。理事会の下に、また別組織として評議員会があるのかと。あるんだったら、評議員会が指定管理者でもらった部分の報告が、今日の資料には入っていませんからね。（「はい」と呼ぶ者あり）入っていないですね。評議員会はどのような役目を果たしているのか、これについて説明ください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

理事会のほうで承認、可決された案件につきまして、また評議員会のほうで報告という形を取らせてもらっていると考えております。

詳細につきましては、また後ほど御報告をさせてもらえればと思います。

○議長（品川義則君）

福祉課長、委員会の場で報告をいいですか。

○福祉課長（吉田茂喜君）

分かりました。委員会のほうで評議員会の組織のことを御報告させていただきたいと思

ます。

**○議長（品川義則君）**

ほかにありませんか。河野議員。

**○8番（河野保久君）**

指定管理者制度そのものについてちょっとお伺いしたいんですけども、今まで町の指定管理者の引継ぎをするときに、前回も指定管理者でやっていたので、単純に今回も指定管理者でやりますよというような言い方に僕は聞こえてしょうがないんですよ。

地方自治法でいうと、公の施設の設置を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体である当該指定管理者を受けるというようなことになっています。確かに、指定管理者が悪いとは言えません。ですから、憩の家を今まで指定管理者にして効果があったからまた今回も指定管理者にしようということだと思うので、指定管理者にして運営したために、町としてどういう効果があったんですか。無論、人員の経費的な問題もあると思いますけれども、町で管理するよりも、どのような効果があったんでしょうか。その辺はどうお考えなんでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

直営に戻した場合の運営についてということで、少し課内のほうでも検討いたしました。財政的な面からいたしますと、今回、施設の指定管理料を9月の債務負担行為で年間1,800万円ほど予算を起こさせていただいていますけれども、そのうち、約1,200万円を人件費ということで見込んでおります。これを町の直営にした場合ということで、町職員の同じ人員配置等で試算したところ、約2,000万円の経費がかかるということで算定したところでございます。人件費だけでこの指定管理料を上回るような費用が必要になるということで考えております。また、それにプラスして各種の施設の点検であるとか、維持管理に要する費用等を含めると、この1,800万円の指定管理料の大体1.三、四倍ぐらいはかかるんじゃないかなと考えております。

また、事業の実施の面からいたしますと、施設で実施している各種事業には多くのボランティアの方々に御協力をいただいております。こちらが指定管理者ではなくて、町の直営で運営するというところになった場合、継続して御協力いただけるかど

うかという面からいたしましても、なかなか直営で行うというのは難しいのかなとは思っております。

また、指定管理者制度につきましては、議員おっしゃられましたように、多様化する利用者のニーズにより、効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、町民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に実施することとされております。多世代交流センター憩の家では、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。指定管理者制度によりまして利用者のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供が行われていると考えておりますので、次年度からまた5年間、指定管理者を継続するようなこととしているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

せっかくの機会なので、指定管理者全体について、少し所見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、何でもかんでも指定管理者じゃないといけないかということに対しては、私はどちらかというと、違う、否というタイプでございます。なぜならば、合宿所も指定管理者から今、直営の委託にしていますが、うまくいっています。それから、学童も指定管理者は検討しましたが、指定管理者ではうまくいかないと思って、今の形でやっております。そういう意味でいうと、体育館とか町民会館は、将来、指定管理者からまた直営に戻すことも検討の視野に入れたいと思っています。その中で、多分、多世代交流センター憩の家は今のままがいいと思います。今のままがいいというのは、指定管理者がいいのか、委託なのかは分かりませんが、社協の力がやっぱり、社協の会長をしているからというわけではありませんが、社協の力が高齢者の皆さんにはすごく行き届いていますので、あそこは役場の力ではなく社協の力で動かしたほうがうまくいくのではないかなという感想を今持っております。

ただ、もちろんほかの施設と同じように、今回はこういう形にしておりますが、5年後になればまた違うことも考えなきゃいけないかもしれませんし、その前に体育館とか町民会館がまた回ってきますので、そういったときには本当に指定管理者がいいのかどうか、さっき担当課長から人件費の話をしたんですが、多分、非常勤職員と常勤職員の組合せをどうするかによって違ってくるかもしれませんし、再任用の活用とかもあるかもしれませんし、その辺

のところは、人件費は多分いい感じに落とせるとは思うんですけども、残念ながら、多世代交流センター憩の家については、日頃の付き合い、さっき言われたボランティア、手芸とか、いろいろな活動をやっておりますが、これが社協との関係が非常に強いということで今回の形を取らせていただいておりますので、今後につきましては、全てを指定管理者でやっていくのではなく、必ずまた順番が回ってきたところから検討して、どちらが本当に適切なのかどうか、どちらが町民の皆さんにとってプラスなのか、町民の皆さんにプラスになるようにしていかなければいけないと思いますので、その辺を考えていきたいというふうに思っておりますので、せっかく指定管理者の話題を出していただきましたので、ここで全体の話もさせていただきたいと思ひまして、話させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

だから、この提案理由の説明のときに、こういう効果がありました、したがって、今回も指定管理者でやらせていただきますというような説明をしていただきたいんですよ。そうじゃないと、ただ単純に今までやっていたからいいよというふうにしか聞こえません。なので、次回からはそういうふうな説明でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第56号に対する質疑を終結します。

#### 日程第12 議案第57号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第57号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第57号に対する質疑を終結します。

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時50分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第13 議案第58号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第58号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

23ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

24、25ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

26ページ、第2表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、1款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款2項2目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項2目、10目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

基金繰入金ですね。これは私一般質問でも質問しましたが、基山町の基金の状況、財政

調整基金が3億円ちょっと。私から言えば、枯渇に近い状態と。しかしながら、今回も補正で3,600万円も財政調整基金から取り崩すというような予算、それにふるさと応援寄附金においては今年3億円の追加補正をしているにもかかわらず、2,900万円基金から取り崩すのをやめると。この基山町の基金の状況、非常に現実と相反する予算編成をされてあるように思いますけど、この判断基準というのは、どういうことに基づいて基金繰入金の予算を計上されたのですか。

**○議長（品川義則君）**

平野財政課長。

**○財政課長（平野裕志君）**

まず、ふるさと応援寄附基金繰入金の減額につきましては、今回、補正予算で臨時交付金事業費の変更をかけておりますので、町負担分につきましては、ふるさと応援寄附金を入れておりましたが、臨時交付金事業費の変更に伴って減額をお願いしているところです。

財政調整基金につきましては、今回の12月の補正予算に伴いまして不足が生じる一般財源分に充てるために繰入れをお願いしているものでございます。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

いや、それは通常のことでしょうが。私が言っているのは、それなら、この戦術でいけば3億円はすぐなくなるんじゃないですか。今のような財政運営の基金からいけば。私は、基山町の財政調整基金から繰り入れて一般財源としてしている分にふるさと応援寄附金を充てられないかと言っているんですよ。今のような考え方でいくと、1億8,600万円、今年繰り越すでしょう。ということは、今の財政課長の答弁の財政でいけば、あと1億5,000万円ぐらいしかなくなるですよ。だから、私が聞いているのは、財政調整基金で事業としてしていた分をふるさと応援寄附金の基金から財源充当できないかということです。そうしないと、すぐなくなってしまうということです。だから、私が言うのは、はっきり言って、ふるさと応援寄附金が7億円か8億円か今あるんですよ。大体、1年間に寄附していただいたものは、ちょっと言うなら、10億円のうち4億円ぐらい基金に積み立てますよね。それは基山町のふるさとをよくしたい、いろんなものに使ってくださいと、現実はちょっと違うかも分かりませんがね。

そういう形で4億円のお金をいただいて、それを来年度のふるさとを応援するいろんな事業に使ってくださいと。だから、それは使うべきであって、それを使わずして財政調整基金の分をどんどん取り崩すと、いざ大事な事業なり災害が起こったときに財政調整基金がなくなるんじゃないかと。私も昨日ちょっと調べましたが、財政調整基金は、今のところ、みやき町は10億円あるんですね。よそんとはよかけど、うちのはだんだんこれで減ってきて、そういう財政運営を、財政課長が言うように、ふるさと応援寄附金の分の事業が縮小したから、2,928万円はまた戻しますよと。しかし、財政調整基金は3億円しかないのに、今年度で1億8,600万円また取り崩しますよといったら、財政調整基金がなくなって、ふるさと応援寄附金だけになって、そういう財政運営でいいんですかというのを聞いているんですよ。

財政課長の今の答弁では、来年か再来年にはそうなっていくんですね。今の財政運営では財政調整基金はなくなるでしょう。

**○議長（品川義則君）**

平野財政課長。

**○財政課長（平野裕志君）**

まず、今回の補正予算に伴いましてお出ししている議案資料の57ページ、基金の状況の表。確かに、おっしゃるように年度末の残高見込みが3億700万円程度ということになっています。以前にも申し上げましたが、年度末にかけて特別交付税であったり、譲与税であったり、地方消費税交付金であったり、そういったものが年度末に確定してきますので、今の段階では決算額というのがまだ見込めない状況ですから、例年ですと、そこである程度、この財政調整基金の目減りの1億8,600万円を全て解消できれば、私としては非常にありがたいんですけれども、そういった部分もございますから、単純に年度末がこの3億円、もしくはそれ以下になるというふうには思っておりません。

それと、ふるさと応援寄附基金の繰入れと財政調整基金の関係を鳥飼議員がおっしゃられましたけれども、それこそ、このふるさと応援寄附基金の活用の仕方の問題だと思います。現状では、昨年までにいただいて積み立てた分を今活用させていただいている状況で、活用する事業を決めてそこに充当していくというやり方をしています。単純に財源補填として、一般財源というふうな扱いはしておりませんので、財政調整基金の代わりに、例えば1億円、今回の予算で足りないから、1億円、じゃ、ふるさと応援寄附金を入れようかというふうな運用はしておりません。先ほど申し上げたように、事業を特定して、これに活用させて

いただくというふうな考え方でやってきておりますし、以前から、やめられない事業には活用しないというふうな考え方を申し上げてきておりますので、そういった趣旨でさせていただいておりますので、単純に財政調整基金の代わりに一般財源として繰り入れるということは今はやっておりません。そこをやるべきかどうかというのは、非常に難しいところであると思うんですけど、活用の仕方を今後考えていくというのも一つの検討課題かとは思いますが。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

結局、検討課題と言いますが、はっきり言って、財政調整基金は希望的観測で、特別交付税あたりが来たら4億円か5億円ぐらいになると、それは分かりますよ。しかし、あまりにも貧弱な財政調整基金の金額だということを申し上げておくとともに、先ほど財政課長が言われたように、この事業はふるさと応援寄附金を充当する事業じゃない。私たち議会には全くそれが分かっていないんですよ。あなたたちだけで決めてあるんです。町としては、こういう事業に活用する予定ですよと、そういうことを言われれば私もこんな質問はしないんですよ。

基金が8億円からありますよね。これを基山町のどういう事業に充当すれば財政調整基金も取り崩さなくていいからですね。だから、それをどういう事業にするというのは、はっきり言って、松田町長、副町長、総務課長、財政課長、4人で決めてあるかどうか知りませんが、私たちが議会については、事前に……（発言する者あり）それは結果じゃん。どういう事業にこのふるさと応援寄附金を充当します、議会の皆さん御理解くださいと。その努力なり、資料が全くなくて、松田町長と何人かで決めてあるんじゃないかというふうな疑念を持っているんですよ。それをオープンにして、こういう事業をしますと、今のはしました、ですもんね。資料にあるのは。だけど、来年、再来年以降にどういう事業にふるさと応援寄附金を活用させてくださいというふうなことは、議会に対して何ら示されていない。松田町長、それでいいですか。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

結果だけじゃなくて、こういう議会で提案をするときに歳入は出てくるんじゃないですか。

（「これで提案をさせていただく」と呼ぶ者あり）というふうに思っているのですが、今言われている御指摘が私にはよく分からなかったもので、また後でもゆっくり。

**○議長（品川義則君）**

3回終わっております。後でごゆっくりお話をいただきたいということで申されていますので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（品川義則君）**

20款4項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（品川義則君）**

20款5項3目、16ページ。重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

プレミアム付商品券販売代金のところで少しお伺いしますけれども、6月の定例議会と7月の臨時議会でこのプレミアム付商品券販売の質問をしまして、収入分と、これは歳出でも出てきますけれども、補助の関係がありますね。

今回、販売代金3,500万円を構成したこの中身と、私は分かりませんが、例えば、6月の補正と臨時議会で、総額2億5,000万円分販売したんですね。そして、今回3,500万円を補正ですよ。これは20ページの歳出の関係も少し出てきますから、一緒にちょっと聞きますけれども、今回、補助金を4,250万円補正しますね。販売代金が3,500万円で、補助金がそれ以上の4,250万円補正、これがちょっと私、販売代金以上に補助金のほうが減るという理屈が私にはよく分かりませんが、これはどうなっているのか。関連しますので、少し歳出まで併せて聞いていますけれども、お願いいたします。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

**○産業振興課参事（山本賢子君）**

今回のプレミアム付商品券につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、6月の補正予算とその後の臨時議会とでまず最初の予算計上、その後、また追加の予算ということで計上をさせていただきました。そのときに、今回は3種類の券を発行するということ

で、得券につきましては、最終的には1万1,000冊を発行させていただいております。それから、金の券につきましては7,000冊、それから、銀の券につきましては5,000冊ということで発行したわけでございますけれども、その1冊ずつにつき発売の金額といたしましては、得券は1冊1万円、それから、金の券は5,000円、銀の券も5,000円でございます。ですので、予算に計上させていただきました金額から実際に発行させていただいた冊数の売上げの金額の差額を今回は減額ということで補正をさせていただいたところでございます。

歳出のほうについても関連してお答えをさせていただきますと、歳出のほうの補助金は、発行した額面に対しまして換金するための補助金の金額でございますので、得の券は1万円で販売しましたけれども、額面といたしましては1万1,000円の金額がついております。金の券は5,000円で販売しましたけれども、7,000円分の額面がついております。銀の券も同じように5,000円で販売いたしまして、6,500円分の額面がついておりますので、換金するためにはプレミアが上乘せされた分の換金の費用が必要ということで、歳出の分はプレミアム分がついた総額の額面の分を実際の発行した冊数から減額させていただいたということでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

これは歳出で、うちじゃないですね。住宅の火災報知器の補助ですね、30万円。うちもつけているんですけども、たしかこれは義務化されているということなんですが、この普及率というか、どれだけ補助したのか、その辺が分かれば報告をお願いしたい。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

住宅防火施設整備補助金は、今おっしゃいましたように火災報知器の補助でございます。これは公営住宅に係る分でございますので、整備率は今100%でございます。基山町で管理しております公営住宅の居室に係る設置をしております。

今回、火災報知器の導入からちょうど10年ほどたちまして、電池の耐用年数が切れて、今回一斉に交換という形になりましたので、それに対して、全国公営住宅火災共済機構というところの火災共済に加入しておりますので、そこから補助金として約150戸分で30万円と。

これは定額の補助ですので、支給をしていただいたということで、今回計上をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは分かりました。一般家庭に対するのは分かりますか。それは把握できないということなんでしょうか。（発言する者あり）いや、補助——補助なしだったですかね。

○議長（品川義則君）

補助がありませんので、分かりません。

○12番（松石信男君）

補助なしということですが、そしたら、どのくらい普及しているのかも分かりませんね。使う必要ないということなんでしょうか。（「分からない」と呼ぶ者あり）全く分かりません。

○議長（品川義則君）

松石信男議員、それは分からないと思います。

○12番（松石信男君）

分からないということであれば仕方がないですけど、普及させる必要はあると。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17ページ、21款1項1目、2目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、5目、6目まで。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ここで聞かないと聞くところがないという形で、前回、説明してもらったんですけども、組織の機構改革の関係です。

私は、今回の組織機構改革の案を見せてもらって、必要なところに必要な配置をするというふうなことになっていますので、それ自体が別に悪いとは全然思っておりません。問題は、職員のマンパワーといいましようか、限られた職員数でどれだけ有効的に組織を回していくのかという中で、改めて確認をさせてもらいたいのは、今回、室・係を新設するという中で、室に参事という管理職を置くという形になって、課数は変わりませんが、何人か、課の数、係の数、そして、それに伴う管理職の数がどのようにしていくのかというところの一連の組織について、まず教えてください。

それから、プラチナ社会政策室の新設理由も書いてあります。例えば、一人暮らしの高齢者の方に対応するためと。これは大変、今から先、基山町は大事というふうに言われておりますけれども、もう既に基山町の5年後、10年後ぐらいの高齢化率、一人住まいの世帯率があるような状況が、佐賀県の中にも市町の中にはあるんですね。そこは今どのような対応に取り組んでいるのかという部分、そこをまず検討されたのか。

私は、杵藤地区といいましようか、杵島・藤津地区、あそこの政策をよく参考にさせてもらって、議会でも発言してきたんですけども、案外、例えば嬉野市とかは高齢化率も高いですけども、一人住まいなんか物すごく多いんですね。資料によれば、10世帯のうち1世帯が高齢者の一人住まい、それぐらい物すごく高いと。そして、合併した関係があって、買物にも大変不自由しているというところで、対応しているんですね。全くプラチナ社会政策室が目指しているような政策を今、嬉野市、杵藤地区あたりはもうしているんだと。そこを私も見たら、職員が対応できる場所は限度があるという中で、協議会をつくって、その協議会の中でどうしていくのかというのと、ボランティアも有償ボランティアなんですね。無償ボランティアじゃなくて有償ボランティアを活用していくと。そして、生活支援コーディネーター、基山町にも3名の方がいらっしゃいますけれども、そういうコーディネーターの方をうまく利用して、社協も当然でしょうけれども、そういうところを基山町はどのように目指していくのかというところがちょっと分かりませんので、今、2点について聞きましたけれども、そこについてまず回答をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、来年からの体制でございますけれども、現在、14課4室45係を14課7室49係とさせていただきますというふうに考えております。

今回、その中で新たに設けますプラチナ社会政策室の参事につきましては、現状の職員で対応させていただいて、公共工事計画室を建設課のほうに新たに設けますので、その分の室長について、今のところ任期付職員を充てたいということで考えているところでございます。

あと、プラチナ社会政策室の具体的な内容でございますけれども、内容としては、資料の61ページのほうに図示させていただいておったところでございますけれども、このプラチナ社会政策室につきましては、来年度に向けて日々協議を原課のほうとも重ねさせていただいておるところでございます、少し考え方がこの資料作成をさせていただいたときから変わっている部分がございますので、まずは、その部分について少し御説明をさせていただきたいと思っております。

あわせて、62ページの表も見ていただきながら御説明をしたいと思っておりますが、当初、私どもとしてはプラチナ社会政策室を福祉課内に創設させていただいて、プラチナ社会政策係、こちらのほうで実施的な、水平的な、例えば健康増進であったり、いろいろな課を横断的に統括していくような係を創設したいというふうに思っておりましたけれども、議会のほうからもいろいろと御意見をいただく中では、高齢福祉係、こちらのほうも同じプラチナ社会政策室のほうに所属させて一体的な推進を行うべきであろうということで、現在、そういった考え方の下にまた協議を進めているところでございます。

先ほど議員に御指摘をいただいたような生活支援コーディネーター、こちらのほうは今、社会福祉協議会のほうに委託という形で出しておりますけれども、この分については一般質問等でも町長のほうが少し回答をさせていただきましたが、来年度からは直営で行うということで、この分についてもプラチナ社会政策室の中に配置して、今まちづくり課におります集落支援員、そういったものと一体的に対応させていただきながら、高齢者、特に一人暮らしの高齢者対策に対応していく組織づくりを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

何回も言っていますが、数字について、今度、何か紙にして配ったほうがいいかもしれないですね。

まず、高齢化率は、今が30%で、10年後がピークで、それから下がっていくと私は思っています。35%ぐらいまでしかいかないと思っています。なぜならば、若い人がどんどん入ってくるからであります。ところが、一人暮らしの高齢者世帯率は、さっき杵藤地区が1割と言いましたが、基山町は今でも12%になっています。それが多分2割になると思っています。それが20年後を想定しています。それはなぜかという、基山町の団塊の世代の人たちが一気に、いわゆる30年前にベッドタウン化したときに来て、そこが人口は2倍になっているからですね。そんな都市はないんです。その人たちが来て2倍になっている都市は、福岡市もそうっていないし、糸島市も福津市もそうはなっていないんです。だから、基山町はそこが特殊なんです。だから、逆に言えば、20年たってピークを迎えた後はずっと下がっていきます。だから、そういう意味でいうと、30年後ぐらいになってくると基山町の一人暮らしの高齢者世帯は全然多くないようになっていくというふうに思うので、まさにこれから20年間、特に、この5年間でその初動をきちんとやっておかなきゃいけないと。だから、1割どころじゃなくて2割になる可能性があるというふうに思っています。既に12%という数字が今の時点でございますので、そういうことを御理解いただきたい。

ただ、全体の高齢化率は、若い人がどんどん入ってくるので、30%が35%ぐらいまで10年後にいくと思いますが、あとは、逆に言えば、また低くなっていくと。逆に10年後から低くなっていくと思います。一人暮らしの高齢者世帯率は20年後から低くなっていくというふうに思います。あくまでも今の数字を見た予測なんですけどね。これをきちんと一遍まとめて、どこかに出すようにしましょうかね。そうしないと、なかなか御理解いただけない。その根拠も含めてですね。今の世帯とか人口バランスを見れば、それが明らかなので、もちろん、それをクリアするためには、若い人たちにどんどん入ってきてもらうことで高齢化率自体はある一定のところまで止まるというふうな話になるんです。

一人暮らしの高齢者世帯率も20年後ぐらいをピークに、あとは下がっていきますので、ずっと基山町が多くなっていくわけじゃないんですよ。今の2倍になった、まさに今70歳前後ぐらいの人たちのところの一団が一段落すれば、むしろ、どんどん低くなっていくということになりますので、そういう意味では、基山町は特別だと思っていただいて結構だと思います。

ます。ほかの自治体にはない。鳥栖市にもない。それから、杵藤地区にもない。そういう自治体だというふうに考えていただければいいと思っています。だからこそプラチナ社会政策室をきちんと立ち上げて対応していきたいと。その議論は今ずっと担当課といろいろ議論して、何をやるかということも含めて日々変わっていつていますので、今日言っている説明がまた変わるかもしれませんが、それはまた変わるたびに説明をさせていただきますので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

こうして説明してもらえると、私たちが分かりますからね、ペーパーでもらえればそれが一番分かりますので、またそのときは議論しますけれども、これが課設置条例でしたら議会の中で、この条例という議案の中でなるんですけれども、今回の場合は機構改革の室とか係ですから、課設置条例じゃない。そうすると、予算のここでしか議論ができない。全員協議会ではできますけれども、そういうところですから、私も分からないから、そういう小さいところまで実は聞いているんです。3月議会になれば、今度は人員配置とかの関係で予算が出ますから、多分その中でもまた議論はできると思いますけれども、今回の補正予算の中で、ある程度大まかなことは聞いておきたいというふうに思っています。

全員協議会の中でも私も少し聞きましたけれども、職員の数は限度がある中で、室と係を増やしていくとなれば兼務が増えてくるんだと。これについては、まだ今発表する段階ではないと。当然、ある程度案が固まって、そして人員配置が固まってからしか出ないだろうと思いますけれども、今の段階から兼務が増える、それが労働超過になる、特定の職員にえらく業務量が増えていくというのは想像しただけで大体分かるんですね。そうすると、先ほどから福祉課の中で、高齢福祉係、実際、係長と以下2人か3人ぐらいで対応されている中で、ほかもあるんでしょうけれども、福祉課の課長として、新しくできる室をきちっと回そうとしたときに最低何人ぐらいの職員が必要なのかと。そうすると、それを係長が町長のほうに要望して、こういう新しい室をつくるんですしたら福祉課として増員を、例えば2名増員してくださいよというふうな要望を今のうちから出しておかないと、3月になってから予算が決まって人員配置も決まっていたときには間に合わなくなると私は思いますけれども、福祉課の課長として、この辺はどのように考えられていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

新たに4月から予定をされていますプラチナ社会政策室ですけれども、現在予定では室長と係のほうが新たに設置されるということで図にお示ししておりますけれども、少なくとも来年度の4月の大きな組織機構改革の一つでもありますので、参事が兼務とか、他の係長との兼務とか、そういったところではなくて、実際に担当室長、担当係長ということで配置をしていきたいと考えているところでございます。

また当然、ほかの現在ある係につきましても、プラチナ社会政策室の係との兼務というのはあるかと思うんですけれども、プラチナ社会政策係の担当の係員というのは配置をしていけたらと考えているところでございます。また、すみません、プラチナ社会政策室には先ほど総務企画課長もおっしゃいましたけれども、生活支援コーディネーター等の配置もなされる予定でございますので、人員的にはそれに対応できる人員配置をやっていけるものと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

兼務はなるだけしないようにしますので、兼務は業務的にあまりよくないので、今も各課からここを兼務してください、そうしないと指示・命令系統がうまくいかないみたいな話のときに大体兼務をかけているのが多いんですね。ただ、私が思うに各課の中での兼務なんてかけなくても課長の権限でやってもらったらいいいいつも言うんですけど、でも、なかなかそれがね、隣の係だったらそれぞれの係長に遠慮してあれするという話なんだと思うので、そういうのはやっていますけれども、今回についてもいろいろ工夫をして、きちっとした形でやれるようにしたいというふうに思っております。ただ、あそこは兼務ですよ、国体のやつはまだ兼務ですよ。まだ実際動き始めていませんので、国体のやつは、来年度はほとんど兼務だというふうに思います。3つあるうちの1つですね。あとの2つは、きちんと人をつけて回るように、特にプラチナ社会政策室は、早く回して動かしていかなくちゃいけないと思いますので。おっしゃるように、兼務はいろんな意味でよくないと思いますので、なるべく兼務は減らすようにしたいと思います。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

同じく機構改革の点について、資料の61ページ、それと63ページ、学習教育課に関連してお尋ねしたいと思います。

今度、来年から機構改革で、こども課で取り扱っていたこども家庭係を学習教育課に……（発言する者あり）すみません、学習教育課に……（「教育学習課」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

松石信男議員、教育学習課です。正確にお願いいたします。

○12番（松石信男君）

すみません。教育学習課のほうに移るわけです。それで、資料の63ページで放課後支援係ということで新設になっております。一番下の放課後学習支援に関するところで、学習支援「マナビバ」、放課後に公民館で学習支援をやるんだということがそこに書いてあるわけですね。この件に関しましては、町長は私の3月議会の一般質問の中でそういうことをやっといこうということをたしか言われたというふうに思いますけれども、どういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

詳しくはまた担当課から説明があると思いますが、これ自体はもう既に実は実施しております。4つの公民館で実施をしております。それとあと保育園、基山っ子みらい館でやっています。ただ、これは町の予算ではなくて、町が連携している福岡のNPOが佐賀の基金から委託費を取って基山町内でそれを実施していただいているということでございます。3年間その予算がついておりますので、3年間はそのNPOと連携していきながら、こういった事業を基山っ子みらい館でやっているというのが新聞にも出ていました。そういうもの、そして、公民館のマナビバも今4つですけれども、ほかの公民館からまた要望があれば広げていくようにまた考えていきたいというふうに思っています。

そして、3年間の事業が終わった後は、今度は町の単独でまた新しい事業を構築するかどうかは、その1年ぐらい前にまた考えればいいというふうに考えておりますので、まずはそ

このNPOと連携していきながら、この制度をやっていきたいというふうに考えております。そして、去年の3月議会ではNPOのほうがそういう申請をするという話をしていましたし、それから、うちのほうでセミナーを開いて、そのNPOから講演してもらってこういうのをやりたいというのを関係者にも発表してもらっていましたので、それを含めて3月議会でお話をさせていただいたというふうに思っております。その後、それぞれNPOが採択になった後、うちの教育学習課、そしてこども課が協力して、それぞれのところで今事業を始めているということでございます。

詳細は、教育学習課及びこども課のほうから説明してもらいたいと思います。

**○議長（品川義則君）**

井上教育学習課長。

**○教育学習課長（井上克哉君）**

放課後学習支援の部分についてですけれども、今まで行っておりました通常の小学校の放課後補充学習、それから中学校の放課後補充学習以外に、このマナビバということで、具体的に言いますと、9区、10区、11区、13区の4つの公民館、それから、若基小学校のほうでNPO法人のほうで学習支援を行っております。1か所、大体10名程度ということで、その中では、今年は特にコロナ禍ということもございましたし、そのNPO法人のほうで取り組んでおりますオンライン学習、それで通常の学校の補充、それから予習復習もかねたところで、そこは個人によっていろんな学習形態がありますけれども、それをオンライン学習で取り組んでいるところです。

**○議長（品川義則君）**

今泉こども課長。

**○こども課長（今泉雅己君）**

マナビバについて、こども課の分についても少し補足をいたします。

先ほど教育学習課のほうからもありましたとおり、マナビバについては、基山っ子みらい館のほうでも実施をしております。

基山っ子みらい館については、4歳児の健診時に何かしらの特性が出たお子さんに対して年長児に学習支援を行いまして、小学校にスムーズにつなげていくという事業でございます。そういった結果から小学校においてもマナビバ、各区の公民館を利用したところで学習支援をしていくということで、先行的に今、4年生からしていますけれども、そういったところ

と将来的にきちんと連動していくという事業で、福岡のNPO法人と一緒に事業を実施しているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

同じく機構改革の放課後支援係についてなんですけれども、こども課から教育学習課のほうに替わるということは、今までの、どちらかというと保育という意味での学童保育とか、そういうところから学習のほうに方向転換していく、それに充填していくというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

前回、全員協議会の折にはこちらのほうを家庭教育係とさせていただいておりましたけれども、そういったところについては非常に分かりにくいという御指摘もいただく中で、今回、今のところは放課後支援係ということで、どちらかというと、教育にということではなくて、学校の中の授業中と放課後というところの分けをしたほうがこども課にあるよりも連携が取れやすいということが、特にこの新型コロナ期に休校等相次いだ中では、非常に重要であるということが認識できましたので、そういった関係で今回、機構を替えさせていただくというところがございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私も11月2日にいただいた資料では家庭教育係になっていて、今回は違っていたので、どっちで言ったらいいのかなと思っていたんですけども、それは分かりました。

そうすると、ふだんの学習、学校から、あるいは学校の先生からの情報も今後は、個人的データ等、分かりませんが、そういうふうな放課後の補充学習のほうにデータとか行くんでしょうか。この方はこういうレベルですから、こういうところを勉強したほうがいいですよとか、具体的にどういう形で学校により近くなったという意味合いがあるんでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

柴田教育長。

**○教育長（柴田昌範君）**

基本的には、これまでと変わらないということで考えております。今おっしゃったような情報交換については、非常に重要だと考えておりますので、これまで以上に学校と放課後児童クラブの指導員との連携という面では、情報交換の機会は設けていきたいと考えております。まず、放課後児童クラブが学校内にあるということ、先ほど総務企画課長が申しましたように、休校等の関係で連携が取りやすいという面、そういった点から今回、教育学習課で担当することになりましたので、これまでも、年に1回は、町長、教育長を交えた支援員との情報交換としておりましたけれども、そこに校長等を入れて、また、学校との情報交換は、子どもたちに関して情報共有をして、支援員の皆さんがスムーズに子どもたちの支援に当たっていただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（品川義則君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

そうするとやっぱり、こういうところに力を入れるとそれなりの成果が出るというのが、データ的に出ればいいんですけど、その辺なかなか難しいと思うんですが、何か成果というのはある程度のときに発表できる場というのはあるんでしょうか。それとも、そういうのはつくられるんでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

井上教育学習課長。

**○教育学習課長（井上克哉君）**

今回、放課後児童クラブをこども課から教育学習課のほうに移管するというので、特にここは、資料の63ページに示しております放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブの部分と、放課後学習支援に係る部分というのは、中身としては別で考えていただきたいと思っております。

放課後児童クラブに関しては、先ほどからもお答えしておりますように、学校側と放課後児童クラブ、その中で、今までは所管が別でしたので、そういったところで、連携の不十分な部分もあったかというところを今回のコロナ禍の中で、特にやはり休校があったりとか、

そういった部分で放課後の重要性とかも再認識できましたので、そういった部分で、子どもたちを安全に育てるという意味で、今回、教育学習課において所管したほうがいいだろうということでございます。

また、放課後補充学習につきましては、放課後児童クラブを利用してということではありませんので、ただ、放課後児童クラブに入っている生徒さんたちもちろん、そういった公民館の利用ですとか、もちろん学校の中でも水曜日に放課後補充学習をやっておりますので、そういったところへの参加、そういう部分についてはまた放課後児童クラブの補充員さんたちとも連携をしながら、そういったところでの情報交換というのは密になっていくと思っております。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

何か成果ということなので、まずは学習面での成果が出るかどうかというのが第一だと思います。それから、学習面以外でも、例えばいろいろなクラブ活動的なものも含めた、そういったところでの活躍の頻度、さらには、そういう話を聞きつけて基山町はいいらしいよということで、基山町への子どもたちの転入が増えてくるというふうなこともその量的なものも成果としては期待しているところなので、そこらあたりがうまくいったらいいなど。

それと、実は特別支援学級の話なんかが、これによって少しずつ減ったらいいなと思っておりますが、むしろいいといううわさが出たら、そういう可能性がある親御さんたちとかは、基山町がいいらしいということで、そういう人たちもまた逆に増えるかもしれないので、そのときは数では増えるし、質でも別の意味でよくなっていけるように、量と数から学校がいいものになったらいいなではないかなというふうに思っているところでございます。

それと、要らんことかもしれませんが、多分こども課をつくったときに、こども課を成立させるためには、この係をこども課でやらないとこども課が成立しなかったんじゃないかなと私はそういうふうに、そのときを振り返れば想像しております。今は、こども課はこれがなくても非常に大きな役割を果たしておりますので、今後、ますますこども課が別の意味で、基山町の子どものために頑張っていただけるように、これで、逆に言えば、この分また頑張れる隙間ができたというふうに考えておりますので、その面でも、こども課がまたよくなるという面でも今回の移動は非常に効果的になるんじゃないかというふうに思ってい

る次第でございます。

**○議長（品川義則君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（品川義則君）**

20ページ、2款1項7目、8目、11目、12目、13目、14目、15目。松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

2款1項7目の交通安全対策費の11節、15節が上がっております。資料が67ページ、69ページに上がっております。安全対策が講じられることは大変いいことだと思いますけれども、資料67ページの④天台寺線のカーブミラーと支柱を2か所修繕ということで、これは多分一昨年ぐらいの土砂災害等で被災した部分のカーブミラーの修繕ということだと思います。15節は新たに設置する場所だと思うんですけども、この4番に関しては、地元のほうからはカーブで危険箇所ということでカーブミラーの設置と、あとその周辺の道路の脇の高低差があるということで防護柵、いわゆるガードレールを設置するような要望が併せて上がっていたと思います。

安全面を考慮すると、そこは一体的に安全対策を講じることが必要だと思いますけれども、15節のほうにはガードレールの予算は組まれていないみたいなんですけど、その辺は地元のほうからも要望が上がっていると思いますけれども、どうなっていますでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

毛利住民課長。

**○住民課長（毛利博司君）**

まず、天台寺線のカーブミラーでございます。ここのカーブミラー2か所ということで、1か所は、議員おっしゃいましたように、災害によりカーブミラーが取れてなくなっていたといったところで設置をさせていただきます。それから、もう一か所ございまして、そこは腐食した部分で、実際もうカーブミラーが取れていて役割を果たしていなかった部分でございます。

それと、今言われていたカーブミラーの近くに転落防止のための柵をといたところがございますけれども、今、実際そこをしないということではなくて、私たちの担当課と地元のほうで話を進めさせていただいております途中です。この部分についても、今回は上げてお

りませんけれども、その部分についても安全対策として、今後進めていくような形を取っております。

それと、ほかにも飛び出し人形をつけたりとか、そういったところ、結構、本福寺内にも観光的に来客が来られて交通量が増えておるところもございますので、その路線については安全対策を取っているところがございます。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

やはり安全対策を講じるからには包括的な部分での予算組みをしていただきたいと思います。それと、付随してですけれども、ここは荒穂神社のほうから上ってくる中山線というのがあります。多分これは、中山線から上ってきて天台寺線に入ってくるところで確認するためにカーブミラーが設置されているという理由もあると思うんですけれども、もともと、そのお寺の門徒だけがこの道路を使うとかという理由だったら多少予算をつくるのは難しいかもしれませんが、現在、歴史散策とか、「きままにきやま」等でお寺巡りとかというものもありますし、町としてそちらに赴くことを推奨されているということであれば、例えば、瀧光徳寺なり荒穂神社のほうを行くと、車のナビが中山線から本福寺のほうに上がっていく方向を示したりするということがよく言われていまして、観光される方が非常に困られたケースも見受けられると地元の方から報告をいただいております。

この中山線あたりの整備も、この辺からすると併せて考えて必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、実際、今のところ地元の区の方が草取りとかをして、道路をある程度整備されているということですが、やはり町道ということであれば、この辺の安全対策も含めて併せてやっていただければと思いますけれども、いかがですか。

**○議長（品川義則君）**

毛利住民課長。

**○住民課長（毛利博司君）**

まず、中山線の安全対策についてでございます。

地元の区長より、そういった御意見も実際上がっております。それで、今現在、基山町のほうで草刈り等を一部している部分でございますけれども、道自体非常に傷んでおります。今現在、普通車のほうがあそこに上ってきた場合については、確かにUターン等もできません

ので、看板等を設置する等の対策は今考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ町道としての責任と安全対策を十分講じていただきますように、よろしくお願ひします。要望です。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時57分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

まず初めに、議案第49号の審議中、大山議員からの質問に対して、こども課長から答弁の申出がありますので、許可をいたします。今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

子どもの医療費助成について、全体の総額、それから来年度見込みということでしたけれども、来年度見込みについては、今現在予算の作成中ですので、今年度見込みということ

お答えをさせていただきます。

総額で医療費自体が5,900万円ほど予定をしております。そのうち、補助対象となります乳幼児分については3,300万円程度、それから、小学校6年生、中学校3年生まで、それから高校生の入院、通院が1か月分だけですけれども、そちらについてが2,600万円の予定となっております。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

事項別明細書に入ります。

3款1項1目、2目、4目、5目、6目、25ページまで。河野議員。

**○8番（河野保久君）**

金額の問題じゃなくて、民生委員児童委員協議会補助金が1人3,500円とかいうことで増えていますけど、これはあくまでも活動費ということでの補助ですよ。どういう理由で今回、増になったのか。微々ではありますけれども、何か理由があるんですか。

**○議長（品川義則君）**

吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

今回、増額の理由といたしましては、県からの補助金が増額しております。その分、活動費といたしまして、今まで5万9,000円という単価でしたが、6万200円と1,200円増額になっております。また、県の補助としまして、協議会の全体に関わる活動費といたしまして23万円の補助であったのが25万円に、県費が2万円増額になっております。総額で県の補助金が6万3,000円増額になっておりますので、同額を町の単費として加えまして12万7,000円を今回、民生委員児童委員協議会補助金として増額を行うものでございます。

そうしますと、12万7,000円を現在の委員36人の人数で割りますと、1人当たり約3,500円の補助金の増額になるという計算でございます。

**○議長（品川義則君）**

河野議員。

**○8番（河野保久君）**

増えた理由というのは、特に県のほうから何にもないんですか。金額の増は分かるんですよ。増えた理由というのは、民生委員の人たちの活動がこういう御時世で大変になったから

とか、そういうことではないんですか。単純に国のほうからのあれも来たから県も増やして町も増やしたと、単純にそういうことだけなんですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

理由としましては、国のほうからのそういった補助金の増額が理由でございまして、その中の理由といたしましては、やはり民生委員の活動の大変さというのは加味されているものと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

3款1項2目19節の中の後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）、これって、すみません、私の勉強不足と思いますけど、毎年この時期に、この追加負担とかが来ていたものですかね。また、金額が結構大きいじゃないですか。ちょっとその説明をください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらの後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）につきましては、昨年度の令和元年度に負担いたしました後期高齢者医療療養給付費負担金について、佐賀県の後期高齢者医療広域連合で決算の結果、基山町分ということで不足が生じたので、今年度において追加で負担をするものでございます。前年度の後期高齢者医療費が基山町の分が見込みよりも伸びていたことによるものでございます。

また、例年この時期かと言われますと、例年は大体、医療費のほうが予測よりも下がっておりますので、返還金という形で広域連合から受けるものでございまして、昨年度も、一昨年度も後期高齢者医療広域連合から1,000万円近くの返還金が生じておりました。

今年度は、見込みよりも、基山町分の後期高齢者の方々にかかった医療費が上回っておりますので、足りなかった分、不足分ということで今回、過年度分の負担金をお支払いするものでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これは一般財源を使うような形になっていますし、福祉課長としては、これから先は逆にこういう追加というか、来年の分は、ちゃんと今回のを見越したところで予算配分されるでしょうけど、逆に、やっぱり高齢化になって増える可能性は強いというお考えですかね。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

後期高齢者、75歳以上の高齢者の方々は年々増えていく、増加していくような推移を予測しております。それに伴いまして、年齢が上がりますと1人当たりの医療費というのは、例えば、国保とか、若い人に比べて非常に高くなってまいります。ですので、今後もこの負担金につきましては上がっていくものと思っております。

ただ、負担金の計上につきましては、一応後期高齢者医療広域連合からの負担金の計算に基づいてなされるものですので、昨年度は後期高齢者医療広域連合の見込みが実際よりも少し低かったというはあるんですけども、来年度は今年度、前年度の令和元年度の計算を見越して少し正確に負担金の計算をされておりますので、それで見込みますと、令和3年度の当初予算では少し増額して予算要求をさせていただくことになるかと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

あえて、ここですみません。食の自立支援事業の業務委託料211万1,000円は、利用者増、それから、要は弁当の利用が増えたということなんでしょうけど、どのくらい増えたのか分かりますか。それとも増える見込みなのか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

食の自立支援業務委託料につきましては、4月の利用者で、一応81名の方が利用されておりました。毎月毎月利用者の方々は増えているところでございます。今、1人当たりの平均が20食ほど毎月御利用されているんですけども、今回の申請件数の伸びで、令和2年度末の

利用者の見込みを一応113名ぐらい伸びていくんじゃないかということで試算をしているところでございます。ですので、月に大体3名ほど今申請が上がっておりますので、その伸びからすると、年度末では113名ほどになる見込みと推計しております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目、3目、4目、5目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

3款2項2目の基山っ子みらい館費のところでお尋ねしますけど、1節、報酬で会計年度任用職員報酬510万5,000円が上がって、説明もありましたよね。その説明の中で、1点は集団生活をするのが難しい幼児への支障のない保育をするための加配ということですが、この加配される人数は何名なのかというのが1点。

具体的に、集団生活が難しい幼児とは、どういう幼児がどのくらいいらっしゃるというか、年齢的に年少なのか、そこら辺をもう少し詳しく説明ください。

○議長（品川義則君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

これは、集団生活を送るのが難しい児童が支障なく保育園生活を送るために手助けをする保育士を加算保育士として入れたためでございます。加配保育士については、今2名を入れさせていただいております。

それと、集団生活を送るのが難しい児童については、言語発達の子とか、精神に不安がある子とか、自閉スペクトラム症といった方で、現在19名の児童がいらっしゃるようになっております。それで、加配保育士については、年中、3歳以上のところに一応2人の保育士を加算保育士として充てている状況でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということで、19名の幼児の方は年中以上、年中、年長という形でいいのかなと。それで

保育士の方はもちろん大事なことは思いますけど、そういう若干配慮が必要な幼児を今回受け入れていらっしゃるの、本当に保育士だけでいいものか、もっと専門性をお持ちの方を要配慮支援という形で入れる必要はなかったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

一応、今基山保育園には社会福祉士の資格を持った保育士が1名いますので、その職員も常時ではありませんけど、気をつけて、児童には関わりを持って保育をしている状況でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

27ページ。

○議長（品川義則君）

4款2項2目、28ページ。

○3番（松石健児君）

27ページでいいですか。

○議長（品川義則君）

どうぞ。

○3番（松石健児君）

すみません。ありがとうございます。

13節の委託料、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業——でいいんですかね。すみません、次か。——でいいんですよね。新型コロナウイルス。

健康増進課の分ですけれども、これは事業で新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には速やかに住民に対する接種を行う必要があるというふうに資料の73ページで出ておりますが、これは接種が可能になった場合、システム構築の中で優先順位等をあらかじめ町のほうとして設定して行うような計画でこのシステム構築をされていくのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

新型コロナウイルスの接種体制の確保なんですけど、今のところ全てが網羅されているというところではございません。随時、国のほうからいろいろな情報が来ているところがございます。それで、接種体制の順位というところも、国のほうで決められて市町村のほうに流すということになっております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

一応、目標としては速やかに住民に対する接種を行う必要があるというふうに書いてあるんですね。ただ、今、国のほうでも民間のアンケート調査をいろいろ取る中では、やはり国民の方ではすぐに接種したいという方は10%前後で、様子を見てという方が五、六〇%、あまり接種をしたくない方が10%から20%という状況下で、この体制を構築して町はどういう形で新型コロナウイルスワクチンの供給を準備していこうというふうなお考えなのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

ワクチンの供給が始まった場合、接種の基本としては、国から示されているのでは、個別での接種、それが基本になってくるということになっております。医療機関でおのの受けもらうというのを基本ということで書いてあります。ただ、地域の状況によっては集団接種もできるというところになっておりますので、やはり速やかに接種を受けてもらうというところになってきますと、基山町の場合でしたら両方の組合せ、個別接種、集団接種との組合せもありますし、広域化と申しますけれども、近隣市町村と医療機関との連携、そういう

ところも考えていかなければならないのではないかというところで、今思っておるところで  
ございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目、28ページ。末次議員。

○5番（末次 明君）

11節．需用費ですけれども、説明では、消耗品費240万8,000円、これはごみ袋の単価が下がったという説明を受けましたけど、240万8,000円も下がったのかという思いが私にはあります。当初予算の11節の需用費の消耗品費は791万4,000円でした。30%以上も下がったことになりますけれども、その説明をしていただきたい。それと、私たちが通常お店で購入しますごみ袋ですけど、このごみ袋代とどういうふうに関わってくるんでしょうか、少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今、議員のほうから御指摘をいただいたとおりでございます。内容については、当初予算から比較しまして、大きな要因としましては袋の1枚当たりの単価が入札によりまして減額になったということで、結果的に30%ほど減額になっておりますが、30%下がった大きな要因というのは、そういう単価の減額によるものでございます。

また、お店でそれぞれのごみ袋を御購入いただいておりますが、そのごみ袋の作成費用となるものでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

入札減というのは、もともと予測できなかったなという思いがありますが、そこはよしとしましても、このごみ袋作成の事業で基山町の役割というのは何なんでしょうか。利益を出してそれなりに何かに活用することなんでしょうか。それとも町民の方の負担を一部緩和

するために町費を出してでもこの袋事業は進めているのか。それとも、それなりの利益を出した後にクリーンヒル宝満とか、そういうふうなごみ処理施設の運営費の一部に充てようとされているのか、そのあたりを説明してほしいんですけど。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ごみ袋自体は、実態としては、ごみ袋として御購入いただいておりますが、処理費、運搬費の手数料として御購入いただいているものでございます。それを御負担いただいているという形ですね。このごみ袋の、それだけごみが減ってくれば、ごみ袋も作らなくていいですし、維持費のほうも減額になってきますので、ごみ袋の作成というのは必須ですが、今後、ごみ袋の値段を上げなくていいように、いろんな取組をしながら、ごみを減少し、町の負担が減るような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、最初にちょっと聞きまして、回答がなかったのかなと思いますけれども、今大体10枚の袋で200円から400円ぐらいなんです。普通の燃えるごみですと10枚で300円、ということは、1枚30円なんですけど、今回この240万円、3割も下がったというところでは、全然そこには普通の販売価格には反映しないということなんですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

この1枚1枚の作成の料金に対して、その金額を決めているわけではございません。全体的な経費の負担ということで、現在のごみ袋の料金というのは決まっておりますので、中には、ごみ袋の種類を変えてほしいという御要望もいただいていたりにしておりますので、そういう機会にその新しく作るごみ袋の価格が、何リットル入るからこの金額になるというのが適正かというのはそのときに考えたいと思いますけれども、このごみ袋の年度年度の単価が5円が7円、7円が5円になったりということで、変動したからといって、ごみ袋の値段を随時変更するということではございません。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

19節の新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金150万円、この件についてお伺いします。

資料が75ページで出ておりますが、まず、説明はあったと思うんですけど、この補助金、基山町が対策として独自で考えたものということで、その経緯、どうしてこういうことを考えたのか。それから、1件当たりの補助金の限度額、これはちょっと、説明を私が聞き漏らして、対象の件数等、まず教えてもらえますか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金ということで、今回、新たに150万円の補正予算をお願いしております。これは町内において接客、それから対面販売を行う店舗または事業所を有する法人及び個人事業主という方たちを対象といたしまして、いわゆる町内の小売店を対象に補助をさせていただきたいと考えているところでございます。

概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために設置された備

品等の購入の経費、それから、設備の経費に対して2分の1の額を上限3万円ということで交付を考えておりましたが、ただし、これまでにほかの補助金などで対象になった経費はこの対象から除かせていただきたいと考えております。といいますのも、この補助金のきっかけとなりましたのが、実は佐賀県のほうが新型コロナの感染拡大期に行っておりました備品等に対する補助金というものがありませんでした。対象は7万5,000円以上の経費に対して、その3分の2を補助するというものでございましたけれども、町内のそういう小売店のほうからは、そのような多額の費用は必要ではなかったけれども、小売店としても費用がかかって負担が大きいということでしたので、町のほうで県の対象とならない少額のものに対して今回補助をさせていただこうということで考えているところでございます。

上限3万円というふうに設定をさせていただきましたので、想定といたしましては、50事業者程度に補助ができたというふうに考えております。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

今の説明でいいますと、小売店が対象ということでありまして、小売店以外でも、例えば、プレミアム付商品券をやっていますけど、飲食店関係の方も対面で食事するところにはつい立てを設けてアクリル板をつけているとか、そういった努力をされている事業者がありまして、やっぱり商品券をやっているからということで外れたのか、佐賀県の補助の対象に入らないから外しているのか、そこら辺について説明願えますか。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

**○産業振興課参事（山本賢子君）**

飲食店も対象となるかというような御質問かというふうに思いますので、今回は飲食店も対象というふうにさせていただきたいと考えております。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

じゃ、対象範囲については分かりました。

あと、この事業をやる前に、自主的に飲食店の方もやっておられたような気がするんです

よね。そういった方に不公平感がないような形になっているのか、要するにそれを証明できる科学的なものとか、見積書とか領収書があれば、そこも以前にさかのぼって対象にしますよとか、そういったことがあれば教えてください。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

**○産業振興課参事（山本賢子君）**

今回の補助金は、公布の日から施行させていただきたいと思っておりますが、今年度、令和2年4月までさかのぼって対象というふうにさせていただきたいと考えておりますので、個人の事業主でありましたら、これから確定申告の時期になりますので、そのために領収書などもお手元にお持ちかと思っておりますので、そのような領収書などを添付書類として出していたかどうかというふうに考えております。

**○議長（品川義則君）**

ほかに。重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

ちょうどこの32ページが資料の64ページからの分、地方創生推進交付金事業と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の両方の事業の部分がここにありますので、ここで伺いますけど、64ページからの資料の見方もなんですけれども、地方創生推進交付金事業を見ると、推進交付金はプラス・マイナス・ゼロ、増減はゼロですね。結局、追加、組替え、減額、中止をすることによって最終的にこれは交付金事業そのものもゼロになっているというふうになっています。今度は、新型コロナウイルス感染症の関係については、臨時交付金は結局、最終的には、これもプラス・マイナス・ゼロというふうになっておりますけれども、12月の補正金額そのものでは6,925万1,000円減額になっていると。交付金は結局、組替えとかいろいろすることによってゼロだけれども、新型コロナに係る部分の補正は6,925万1,000円減というふうになっているみたいに私は見るんですけれども、この見方を説明ください。

そして、本来基山町が、臨時議会、9月議会を含めて積み立ててきたこの新型コロナウイルス感染症対応の取組をこれだけ減額にしたという部分、臨時交付金そのものがプラス・マイナス・ゼロでしたら、基山町の単独で組んでいた財源を結局減らしたというふうになるのか、これについては少し説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

基本的には、議員おっしゃったとおりでございます。64ページの地方創生推進交付金の「恋人の聖地」観光誘客事業につきましては、もともとありましたイベント等が中止になった部分もございましたので、通常でしたら減額するところでございますが、新型コロナウイルスのいわゆる臨交金のほうが補助金額を上回っておりまして、そちらのほうで振り替える事業があれば振り替えていく、また、追加する事業があれば追加していくという考え方の下に、そういったものを合わせまして、「恋人の聖地」観光誘客事業はプラス・マイナス・ゼロにさせていただいたというところでございます。

一方、臨交金事業につきましては、補正を含めまして補助金額が2億4,722万1,000円となっておりますので、現在でも3,879万8,000円ほどが一般財源となっておりますので、先ほど申された6,925万1,000円については減額で対応したというところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

一度予算を組んでした部分で、まだまだ新型コロナが終息する見込みが全くない中で、先ほど言われるように飲食業を中心に大変な状況なんだと、年末年始、本当に乗り越えることができない事業者も出てくるかもしれないという中で、これだけ減額せずに、何らかの町単費になるかもしれませんけれども、やっぱりすべきだったのではないのかと。じゃ、何をすべきかになってくると、私もちょっとこの場で何とも言えません。来年になるかもしれませんが、国が第3次の補正を組めば何らかのまた事業も出てくると思いますけれども、基山町は少しそういうところも先取りしながらすべきではなかったのかなと思いますけれども、いや、そういうところまでは今回は全然検討していないという形になるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

新型コロナのものをなくしたわけじゃなくて、新型コロナの中で普通の地方創生推進交付金で見られるやつはそっちに持っていったというだけなので、新型コロナの事業を減らした

わけじゃないんですよ。新型コロナの事業で多い部分は満額、町単になるんですけども、推進交付金に回せるものは回したら2分の1は補助金がもらえるので、そっちのほうが、少しでも有効に使ったほうがいいかなというので、回せるものを回しただけなので、新型コロナのやつを減らしたわけではないので、そのところはまず減らしたわけではないということだけは御理解いただきたいと。もちろん事業を縮小したとかで減った部分は、例えばプレミアム付商品券なんかは減った部分もあります。

次に、新しいものというのは、確かにまだ全然、今度は1次、2次と同じような形で3次が出てくるかどうかさえ今分からないのに、それで事業をやっていたら、下手をすれば満額、町で負担をしなきゃいけないかもしれないので、まずは様子を見ながら、逆にその情報が入ったら、また提案をさせていただいて、それで、もし必要なら臨時議会もまた考えさせていただければというふうに思っているところでございますので、新しいものについては、そこら辺の情報が来てからということをお願いします。

加えて、今言った3,800万円以外に数千万円、新型コロナの、いわゆる裏負担のほうの残りのやつがまだ残っている部分がありますので、恐らく今のところでいくと、新型コロナ絡みでいくと、町の単独でいうと1億円に近くなるぐらいの数千万円単独で出している部分が今のところでもあるんじゃないかなと思います。GIGAスクールの残りの部分であったり、それから、武道場のやつ残りの部分であったり、その残りの部分が全部臨交金の対象になるかと思っていたら、全部はならないみたいなので、その分、また自己負担が出てきますので、そういうのも合わせると3,800万円プラスアルファになりますので、もう既に5,000万円以上、少なくとも六、七千万円ぐらいの町単のやつは出しているということでございます。

それで、さっきの繰り返しになりますが、新型コロナの事業を減らしたわけではございませんので、2分の1もらえる推進交付金で見られるようなもの、全部見られたらもっと移してよかったんですけど、さすがにそんなのまでは移せないだろうということで、移せるようなものを臨時交付金のほうに移しただけなので、それによって2分の1の補助をもらえるようにしたということでございますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

まず、この見方がよく分からなかったものだから、ここを中心にお伺いしたんですけど

も、町長がずっと、それこそ各飲食業を中心に、応援も含めてでしょうけれども、話を聞くためでしょうけれども、飲まれているというのもちよくちよく聞いたりしていましたから、結局そういう中で、いや、こういう対策もしてくださいよとかいう要望がずっと町長の耳に一番入ってきていたんだらうというふうに思いますからね。12月の補正で、私は今回、こうして備品購入とか、いろんな部分で応援していこうというのも手でしょうけれども、もう少し具体的な部分がこの12月の補正では出るのかなというふうに私は期待していたものだから、それが無いものだから、どうなっているのかというのを聞きました。

言われるように、1月になれば、国の動向等も含めてすぐに、場合によっては臨時議会等も開いてもらって、早め早めの対応をしていただくようお願いをしておきます。

**○議長（品川義則君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

これは一般質問で私からも約7,000万円については給食費の半額補助に充てたらどうかという提案をしたところですが、そこでちょっと考え方をお聞きしたいんですが、1月になりましたけれども、政府の第3次の補正で地方創生臨時交付金が加算されるというふうになった場合、仮定の話になりましたけれども、あくまで臨時交付金、例えば1億円なら1億円の範囲内でしか事業はやりませんよということになるのでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

まだ1億円自治体に来るとは、今回はさすがに来ないと私は思うんですね。どっちかという、県にいっぱい行くんじゃないかなというふうな予想をしているんです。

それで、繰り返しになりますが、今でさえ既にもう七、八千万円、もともと1億円以上あったのを少しいろいろ回して、今、計算上は六、七千万円ぐらいになっているんですかね。六、七千万円ぐらい町単での支出が今既にあるわけです。臨時交付金以外に今やったやつの中でそれだけあるわけなので、じゃ、その上に、幾ら来るかにもよるんですけど、それが例えば5,000万円ぐらい来たらどこまでやるのかというのは、またそのときに考えなきゃいけないと思いますけど、1回目、2回目みたいに1億円来るとか、そんな話にはならないと思っております。

それから、実際今回、先ほどの150万円ですが、あれは店舗の方からのアイデアで事業にしたやつなんですけれども、県のやつは量が多過ぎるので、もうちょっと低いのに補助できるやつをとということでしたやつなんですけれども、それ以外のやつについていうと、正直、宅配とか、やる手がなかなか逆に、事業者の人たちも非常に困っている感じなんじゃないかと思うんですね。例のプレミアムの飲食券もほとんど売れない。それから、忘年会もなかなかできていないので、うちも半分の課もやっていないんじゃないでしょうかね。だから、そこら辺は、本当は忘年会をやったほうがいいんだけど、やればやったふうに、うろうろしているみたいに言われるのもまた問題なので、そこら辺、逆にいいアイデアがあれば、これもまたやりますけど、それが給食費をやるというのはなかなか厳しいので、今考えているのは、厳しい人に2万円出しましたけど、あれをもう少し絞り込んで、また再度、厳しい方々に少しでも、より絞り込んでやるとか、そういうことはあり得るかなど。それから、企業のやつはまだ今ずっと続けていますので、今2回目で多くの企業が出ていますが、3回目も受け入れるようにするとか、そんなところからまずやっていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それ以外のことも、いろいろ考えて、特にほかの自治体等でいい例があったら、ぜひ採用して、3次が来る前にでも大体の方向性が見えたらすぐ準備に取りかかりたいというふうに思っております。

**○議長（品川義則君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

一般質問の中でも申しましたけど、非常に、特に貧困世帯と申しますか、一人暮らし世帯というのが大変な状況と。国も手当てされるというふうなことも報道ではお聞きしています。特にそのあたりの人にさらなる支援をすると、大した——大した金額と言うと語弊がありましようけど、ぜひそれをやってもらいたいと同時に、やはり町民の暮らし、それから、雇用、医療を持続させ、よくするために、今コロナ禍だからこそお金は使わないかと、極端に言ったら借金をしてでも、と。これはちょっと言い過ぎかもしれませんが。しかし、こういう困難なときほど必要なんですよ。こういうときにお金を使わんで結局するから、いろいろな問題が出てくると、私はそういうふうに、ちょっと語気をあれして申し訳ないんですが、そういうことで、町長はそういう立場に立たれるとは思いますが、ぜひ町民の方のいろ

んな意見、要望を聞いて実施していただきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

お気持ちはよく分かるし、私もそのとおりにやりたいんですが、恐らく今の概算で、新型コロナで町単1億円、今回、災害で今年も1億円で町単、収入、法人税等のマイナスが多分2億円になると思うので、プラマイ4億円のマイナスというのが今年度にもう課せられているということだけは各議員の皆さんにも御理解していただければと思います。そして、来年度になれば住民税にも響いてきますので、さらにまた下がるということも、そうすると、それはもちろん、やりたいのはやまやまなんですけど、青天井でとにかくやれみたいな感じでもいけないというのが、やっぱり実際に予算を預かるものとしての考え方なので、そこら辺は皆様方の要望、ニーズも重々お聞きしつつ、現在の基山町の厳しい財政状況、うちだけじゃないと思います、各自治体同じようなことが起こっていると思いますので、そういうのをきちんと見定めながら考えていければと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目、2目、3目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

8款5項3目の25節。積立金、説明はいただきましたけど、家賃低廉化補助制度ということで、予定30戸なると思っていたのが15世帯しかできなかったということの減額という説明でしたよね。これは全部が15世帯、要するに家賃低廉化制度を取れなかった部分が約89万6,000

円というふうな理解でよろしいのでしょうかというのが1点。

これはずっと続きますよね、多分。そういう人たちが住んでいらっしゃる間は、条件がありましたからね、子育て支援ということで、ということで、積立金には当初、目標というか、計画を立てた金額があったと思うんです。その中で、毎年これから約90万円近くが積み立てられないようになる、そういうところで、ほかにまたこれから先、何で積み立ての部分が減額になるか分かりませんので、長期的に考えられて、何か対策というか、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

ただいまの御質問ですけれども、おっしゃるとおり、今回の減額の大きな要因としましては、家賃低廉化事業に係る国から入る分が減額になると。それはまさしく、今おっしゃっていただいたように当初30世帯分で組んでおりました。これはあくまで社会資本整備総合交付金の対象になる概算要求の段階では、県のほうからも全世帯分ですら概算は要求してほしいという御助言をいただいておりますので、毎年30世帯で申請を出しまして、最終的に該当世帯というのが15世帯分でしたので、当面このぐらい、15世帯分ぐらいで推移していくものと考えております。

そこで、当初の基金の予定ですけれども、年間、今年度から12か月分で計算ができるようになりましたので、基金積立額としては565万4,000円で当初予算も計上をさせていただいておりましたけれども、今回の補正を反映させたところ、475万8,000円が今年度の積立て予定になります。資料としましては、57ページ、基金の状況の12月補正時点ということで、地域優良賃貸住宅基金というところで記載がございますので、こちらを御覧になっていただければ今年度分が475万8,000円ということで、昨年と合わせまして、現在835万5,000円の積立てを予定しているというところになります。

来年度以降も恐らく、当初では30世帯分で組んでいきますので、565万4,000円は変わらないですけれども、このぐらいの時期に確定をした段階で470万円程度に下がるというところで、3年目以降も470万円前後ですらずっと積立てをしていくような見通しを立てているところがございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（品川義則君）**

10款1項2目。末次議員。

**○5番（末次 明君）**

13節の委託料、GIGAスクールサポーター業務委託料の149万9,000円ですけれども、これは追加資料で事業説明書をいただきました。その15ページなんですけれども、ここの事業の内容にICT環境の設計、ネットワーク工事の進捗管理、使用マニュアルの作成、ルールづくりと、これは非常に多岐にわたっておりますので、豊富な知識と高い倫理観が求められると私は思っておりますが、この委託をされる方はどのような形で探されてくるのでしょうか、一般公募なんですか、それとも、何かそれなりに見通しがあって事業計画をされているのでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

井上教育学習課長。

**○教育学習課長（井上克哉君）**

GIGAスクールサポーターの業務委託に関しましては、そういうICT関連の事業を行っている業者、これは、本町の場合は12月補正をして1月からという予定にしておりますけれども、他県、他市町の状況等で、ほかにも委託業務等を行っているところがございますので、そういった部分を調べまして、専門性の高い業者を幾つか選定した中で委託のほうを検討していきたいというふうに考えております。

**○議長（品川義則君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

こういうふうに仕事をしてもらおうということになると、非常にスキルの高い方が求められると思うんですけれども、短期間のうちにこういう方を探すというのは非常に厳しいところもあるかと思うんですが、仮にこの事業は、完成が令和2年度ということ、本年度ということは3か月間で150万円、1か月50万円ぐらいということなんですけれども、ここで終わってしまうと、もうただつくっただけで、実際動かす前に辞めてもらうという形になると思うんですが、そのあたりというのはずっと継続性を持たされて、この事業はある程度一、

二年、軌道に乗るまではされるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回のG I G Aスクールサポーター配置支援事業につきましては、国のほうのG I G Aスクール構想の部分で、今年度1人1台端末の導入という部分で今年度の事業ということになっております。今年度中その1人1台端末を導入して円滑に授業等を進めていくために、同時にネットワーク通信工事のほうも行いますので、そういった工事業者との打合せ、それから、その端末をつくる際の設定の仕方等、業者と学校との打合せ等も一緒に行っていただきます。その中で使用マニュアルであるとか、そういった端末使用の際のルールづくりとかを行っていただくようになります。ただ、期限としては3月までということになっておりますけれども、来年度以降はI C T支援員という形で、名称的にはちょっと変わりますけれども、そういったところの、特にI C Tの高い知識を有する方を支援員として配置するような形でできないかということで検討をしているところです。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ希望しますというか、要望したいところは、やはり使う人に寄り添う方、子どもたちが特に使いますから。それと、基山町のお金がたくさんあれば、どれだけでも投資ができるんですけれども、ある程度財政が分かって、その辺もきちっと判断してくださる方を選んでいただくことを望んでおります。よろしくお願いします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目、4目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

資料の76ページの方ですね。この会計年度任用職員は、低学年でいろいろやっぱり、この新型コロナの関係で長期休業で差がついた部分を埋める学習指導というふうに書いてありま

すけれども、具体的にはどのような指導をしていくのか、ちょっと中身について少し説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

資料76ページに掲載している分ですけれども、主に小学校のほうで考えております。やはり十分に定着していない部分もあると思いますので、年度末のまとめの時期に差しかかって教科で特に差がつきやすい部分、理解が難しい部分で、次年度以降に分からない部分は持ち越してはいけません。例えば、算数の授業において教室に入っていただくということで、小学校のほうにTTという形で学習指導員の配置ということでお願いしようというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

非常にいいことだというふうに思いますが、私は家庭学習で非常に心配しているのは、特にひとり親家庭の家庭学習ができていないんじゃないかと、家庭での親御さんの。子どもを相手にする暇がないということで、学力の低下、それがまた貧困につながっていくとか、それを心配しているわけですが、その辺に対する学習指導員の役割と申しますか、これは具体的に何かあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

ひとり親家庭の家庭学習が十分にできていない部分のサポートという面では、そこまで手が回るかどうかは、はっきりはしませんけれども、一つの手段としては、丸つけを手伝っていただくということも業務の一つとして考えられますので……（「何の丸つけ」と呼ぶ者あり）宿題の丸つけですね、家庭学習のチェック、そういったところで十分にやってきていないとか、理解できていない子どもを中心に、教室で巡回指導するときにそういった子どもに対して手を差し伸べていただくと。そういったところで、ひとり親家庭で家庭学習がきちんとできていないところのサポートは幾らかできるんじゃないかなというふうには考えており

ます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、2目、3目、4目、5目、39ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目、42ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第58号に対する質疑を終結します。

#### 日程第14 議案第59号

○議長（品川義則君）

日程第14. 議案第59号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の27ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

28ページ、第1表、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

29ページ、歳出の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入の部。

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項5目、11ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目、予備費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

資料を出してもらっていますから、77ページから79ページ、この79ページで少し見てもらうと、今年度については、それまでと比べると大幅に給付費が減っていると。なかなか、逆に言えば、病院にかかる人が減っているというふうな見方にもなるんですけども、これを見て、今回減額等もいろいろされている部分がありますので、少し今年度、あと残り3か月間ありますけれども、今の流れでいくと、基金の関係も含めて、今回戻したりされていますから、今年度を見越した中で国保財政の全体の状況を少し説明してもらえますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

先ほどこの減額を基に交付金等減額されているというお話だったんですけども、事項別明細書の11ページの保険給付費等交付金償還金につきましては、令和元年度分の保険給付費に関連する減額になっております。令和元年度で普通交付金が多く来ていた分を、精算によって差額を返すという償還金になっていますので、今回の給付費の動きにつきましては、今年度、また3月議会のほうで補正させていただくことになると思います。

グラフの内容につきましてですけども、一応例年、大体一月に9,800万円から1億円ほどの給付費の支払いをしておりますけれども、今年度は、毎月9,000万円前後の給付費、10%減ぐらいで推移しているところでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴いまして医療機関への受診の減、また、うがいとか手洗いとか、風邪等の予防に伴う軽い症状についての受診の減、あとは皆様が健康に留意されているというのが要因になってくるのではないかと考えております。

この状況につきましては、やはり先月の第3波に伴いまして、もう少しこの減の状況につ

いては続いていくのではないかと予測をしておるところでございます。それに伴いまして、先ほどお話しした保険給付費については、今年度、減少が見込まれますので、当然県からの普通交付金につきましても減額についても3月補正でお願いするとともに、今年度の給付費自体の歳出につきましても3月補正のほうで減額をさせてもらうことになるのではないかと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第59号に対する質疑を終結します。

#### 日程第15 議案第60号

○議長（品川義則君）

日程第15. 議案第60号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の30ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

31ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

32ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入の部、4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出の部、1款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第60号に対する質疑を終結いたします。

日程第16 議案第61号

○議長（品川義則君）

日程第16. 議案第61号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の33ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

34ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書、収益的収入及び支出の収入の部、1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出、3ページ、4ページ、5ページまで、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出の収入の部、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出、7ページ、8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9ページ、キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、予定損益計算書、12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

予定貸借対照表、13ページ、14ページ、15ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本の部、16ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第61号に対する質疑を終結いたします。

以上で質疑の全てを終結します。

#### 日程第17 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第17. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後2時5分 散会～